

官報

号外

平成十三年四月三日

○第一百五十一回 衆議院會議録 第二十号

平成十三年四月三日(火曜日)

議事日程 第十号

午後一時開議

- 第一 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 確定給付企業年金法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤松正雄君。

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(赤松正雄君登壇)

○赤松正雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、航空事故及び鉄道事故の防止に寄与するため、所要の措置を講じようとするものであります。その主な内容は、

第一に、航空事故調査委員会を航空・鉄道事故調査委員会に改組すること、

第二に、航空・鉄道事故調査委員会に航空事故及び鉄道事故の原因を究明するための調査並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査を行わせることとする、

第三に、鉄道事業者は、鉄道事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生したと認めたときは、国土交通大臣に届け出なければならないこととする、

であります。

本案は、去る三月二十三日本委員会に付託され、同日国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十七日質疑に入り、同日参考人からの意見聴取を行い、去る三十日質疑を終了いたしました。

次いで、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合、保守党及び21世紀クラブから、航空・鉄道事故調査委員会は、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難である、と見込まれる等の事由により必要があると認めるときは、事故等調査の経過の報告及び公表を行うものとする内容の修正案及び日本共産党から、航空・鉄道事故調査委員会を内閣府設置法第四十九条第一項の委員会とするものとする等と内容とする修正案がそれぞれ提出されました。

両修正案について趣旨説明を聴取し、日本共産党提出の修正案について内閣の意見を聴取した後、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党、民主党・無

所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合、保守党及び21世紀クラブ共同提出の修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、航空・鉄道事故調査委員会は、独立性を確保し、公正中立な立場で適確に事故調査を行うこと等を内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鈴木俊一君。

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(鈴木俊一君登壇)

○鈴木俊一君 ただいま議題となりました経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、経済社会の変化に対応して円滑な再就職を促進するため、事業主による離職予定者の再就職支援を促進するとともに、都道府県が策定する計画に基づく地域雇用開発の推進、職業能力の適正な評価のための制度の整備等を行うとするものであります。

その主な内容は、
第一に、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法を廃止すること、
第二に、雇用対策法の一部を改正し、事業主は、一定の事業規模の縮小等を行うおとるときは、その実施に伴い離職を余儀なくされる労働者の再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないものとするともに、政府は、認定を受けた再就職援助計画に基づき、対象労働者の再就職の援助のための措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと、また、事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努め

なければならないものとする、こと、

第三に、職業能力開発促進法の一部を改正し、労働者の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、関係者の責務及び事業主が必要に応じて講ずる措置を定めるとともに、技能検定試験に関する業務を行わせることができる民間試験機関の範囲及び当該機関に行わせることができる業務の範囲を拡大すること、

第四に、雇用保険法の一部を改正し、雇用安定事業として、離職を余儀なくされる労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと、
第五に、地域雇用開発等促進法の一部を改正し、雇用機会増大促進地域等四地域について、都道府県が策定する計画を厚生労働大臣が同意し、当該計画に基づき対策を講ずる方式に改めることなどであります。

本案は、去る三月十五日の本会議において趣旨説明が行われ、同月二十三日坂口厚生労働大臣より提案理由の説明を聴取し、三月三十日に質疑を終了し、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

確定給付企業年金法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、確定給付企業年金法案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣坂口力君。

(国務大臣坂口力君登壇)

○国務大臣(坂口力君) ただいま議題となりました確定給付企業年金法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等、社会経済情勢が大きく変化しており、公的年金に上乗せして給付を行う年金制度につきまして、このような変化に対応することが要請されております。

この法律案は、確定給付型の企業年金について、受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みのもとに制度の整備を行うもので、これにより、公的年金を土台としつつ、確定拠出年金と相まって、国民の自主的な努力を支援する仕組みを整備するものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、確定給付企業年金は、事業主が、労使で合意した規約に基づき、信託会社、生命保険会社等と年金資金を積み立てる契約を締結するか、または、事業主とは別法人の企業年金基金を設立することにより実施することとしております。

第二に、給付は、加入者が老齢になった場合及び

び脱退した場合に支給するものとしているほか、障害を負った場合または死亡した場合にも支給することができるとしてあります。

第三に、加入者の受給権保護等を図る観点から、将来にわたって約束した給付が支給できるよう、約束した給付に見合う積立金を積み立てなければならぬものとするともに、企業年金の管理または運営にかかわる者の責任や行為準則を明確化するほか、年金規約の内容に従業員に周知し、企業年金の実施内容について加入者に情報開示することとしてあります。

第四に、確定給付企業年金相互や、厚生年金基金、確定拠出年金との間の移行ができることとしてあります。

最後に、確定給付企業年金に係る給付、掛金及び積立金について、各税法で定めるところにより、税制上必要な措置を講ずることとしてあります。

なお、この法律の施行日は、一部の事項を除き、平成十四年四月一日としております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

確定給付企業年金法案(内閣提出)の趣旨説明

に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。大島敦君。

(大島敦君登壇)

○大島敦君 民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました確定給付企業年金法案

について、厚生労働大臣に質疑を行います。
(拍手)

まず、施行一年後を迎えた介護保険について伺います。

高齢社会になりつつある我が国に介護を社会全体で支え合う介護保険ができ、この四月で施行一年を迎えました。各種世論調査では、全体的にはまずまずと評価が出されております。私は、国民の皆さんの間に介護の社会化という理念が定着しつつあるのかなと思います。しかし一方で、市町村の窓口には多くの批判、苦情も出されておられ、それらの問題を早急に解決し、介護保険をより使い勝手のよい制度にしていかなければならないと考えております。

そのために、私は、何より介護サービスの整備充実、そして要介護認定を正確に行い、その達成感を高めることが最優先だと考えております。ホームヘルパーなどマンパワーの量と質の改善、自立した生活を送るためのグループホームや介護施設などの増設を速やかに行い、地域住民が安心、そして信頼して制度を利用できるようにすべきと考えます。また、利用料の一割負担が厳しいため、サービス利用を制限せざるを得ない負担困難者に対する支援措置も検討しなければなりません。他にも、ホームヘルパーやケアマネジャーの待遇を改善することなど、数多くの課題が浮き彫りになっております。

そこで、坂口大臣、制度導入からの一年をどのように総括なさっているのか、また、今後の課題とその対応についてどうお考えなのか、答弁を求めます。

次に、確定給付企業年金法案について伺います。

たします。

確定給付企業年金と聞いて、イメージがわかれる方は少ないと思います。また、今通常国会では、確定拠出年金の法案という、よく似た名前の年金法が継続審議となっております。もう一度繰り返します。一つは確定給付企業年金法、もう一つは確定拠出年金法です。給付が拠出かの違いです。皆さん、まずこれを理解してください。

確定給付とは、契約時に決めた掛金を支払っていただければ、保険会社あるいは信託銀行の運用がうまくても下手でも、将来受け取れる年金が決まっている年金です。つまり、将来の給付が確定している年金なのです。運用リスクは企業が持つことになりま。今回、私が質問するのはこの年金です。

もう一つ、確定拠出というのがあります。これは、日本版401kと言われていてのものでございます。運用リスクは、将来、年金を受け取る人が負います。以前、変額保険が社会問題になりましたが、変額保険の年金版と思えば理解しやすいと思います。ただ、変額保険ですと、何で運用するか、株なのか債券なのか、金融機関に指示できる、運用リスクだけを加入者が負っておりま。今回の確定拠出年金は、何で運用するか加入者が細かく指示するようです。企業が掛金を払う場合も、従業員が運用先を指図します。したがって、複雑なコンピュータシステムが必要のために、システムを維持するコストがかかるデメリットがあります。これが確定拠出年金です。確定給付、確定拠出と非常にわかりにくいと思いますが、続けます。

さて、国がこうやって定めるのですから、ま

た、所管が厚生労働省でもあり、国民年金や厚生年金など公的年金制度の延長かと考える方がいらっしゃるかもしれません。しかし、両年金とも、退職金の支払い、受け取り方法の一つであるとして理解するのがわかりやすいと思います。もちろん、両年金制度ともに、自分のポケットマネーから支払う方法もありますが、その利用者は少ないようであります。企業が退職金の積み立てとして掛金を支払い続けると理解されるとよいでしょう。さらに、つけ加えれば、私的年金制度なので強制力はありません。使い勝手が悪いとだれも加入しないということになります。

それでは、まず、本論に入る前に、退職金とはどんな性格を持っているのか、御説明したいと思います。

企業の退職金規定ですと、おおむね、基本給を勤務年数で掛けた金額を退職金としております。つまり、十三カ月目の給与の積み上げと考えられます。退職時にその積み立てをまとめて受け取るのが退職金です。その退職金を年金の形で受け取る方法として、厚生年金基金、税制適格年金があります。ともに、公的年金を補う私的年金と理解するよりも、その給付額は退職金の内数として労働間で合意されるので、退職金の支払いと理解する方が正確であると考えます。

そこで、坂口大臣にお尋ねします。今回の法案は、この退職金を年金で受け取る制度である厚生年金基金と税制適格年金を一つのテーブルにのせるためのものと理解できると思いますが、御所見を伺いたい。

私は、厚生年金基金、税制適格年金を一つのテーブルにのせるために確定給付企業年金法を制

定する必要があるのか、疑問を持たざるを得ません。例えば、政府案に盛り込まれている内容のうち、企業にとって過重な負担となっている厚生年金基金の代行部分の返上を認めることや、税制適格年金から厚生年金基金への移行に伴う措置などは、現行法の改正によって対応可能だと思いますが、なぜ確定給付企業年金法を制定する必要があるのか、その理由をわかりやすく、明確に御答弁いただきたい。

この税制適格年金、厚生年金基金のうち、税制適格年金について質問いたします。

税制適格年金は、企業にとって大変使いやすい制度で、一千二十万人が現在加入しております。従業員が一けたの零細企業から、鉄鋼、電力のような大企業までが、退職金の積み立てとして導入しております。実際に企業経営者の話を聞いてみると、導入の手続が複雑でなく、掛金も経費として認められ、退職金の積み立てとしては使い勝手が良いとのこと。積み立て義務はありませんが、使い勝手のよさから、多くの中小零細企業が同年金制度で退職金制度を整備した事実もございます。

今後十年で税制適格年金を廃止するとしておりますが、中小零細企業だと、制度見直しに伴い、今回の確定給付企業年金制度など、他制度に移行しない企業が多く出てくるように思われます。硬直的な制度にすると、中小零細企業などが退職金積み立てから離脱するおそれが高いと思われま。すが、いかがお考えでしょうか。あるいは、今回審議の確定給付企業年金法案の中で税制適格年金を存続させることも考えられますが、お考えをお聞かせください。

厚生年金基金について、代行を返上して確定給付企業年金に移行できるとしています。そもそも厚生年金基金は、公的年金を代行しているため、面倒な規制も少なくなく、選択の自由も縛り、その創設が誤りだったと考えます。本来、企業年金は退職金の支払い形態の一つであり、それを公的年金の一環として取り込んだことに誤りがあったと考えます。

つまり、厚生年金基金の積立金は、代行相当分と加算相当分が区別されていない。しかも、公的年金である厚生年金の代行相当分の完全積み立てが最優先される。代行相当分に積み立て不足が生じると、加算相当分の積立金が代行相当分の積立金に充当されることになる。

つまり、これまで運用利回りが五・五％前提であつたので、代行部分の運用が五・五％に満たない基金では、本来の退職金に相当する加算部分が代行部分に充当され、退職金そのものが受け取れず、あるいは目減りしてしまうこともあるわけですね。厚生年金基金を設立、加入したことのメリットどころか、デメリットが出てくることになりそうです。

今後は、厚生年金基金の代行部分は年限を切つて廃止すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、代行部分を返上して今回の確定給付企業年金に移行する場合、代行相当部分について、積み上がった厚生年金基金、あるいは不足部分を充当できる余力がある企業しか移行できず、各厚生年金基金間での不平等が生じるおそれがあります。各厚生年金基金の実態を厳格に査定し、情報開示すべきであると考えますが、どうお考えですか。

また、厚生年金基金を導入している企業と税制適格年金を導入している企業の合併などは、確定給付企業年金法により、確かにスムーズに行われるでしょう。ということは、逆に、大企業のみが享受するメリットのために確定給付企業年金法案を提出したのではないかと考えられますが、いかがお考えでしょうか。

厚生年金基金の代行返上について、具体的なスキームが明示され、法制化されるべきと考えますが、いかがでしょうか。大臣のお考えをお聞かせください。

今回の確定給付企業年金法によって税制適格年金は廃止され、退職金積み立てを行っている中小零細企業の多くは、新制度に移行せず、退職金積立制度を持たなくなるおそれがあります。これら企業に雇用されている多くの方の不利益にならないのか、危惧します。また、厚生年金基金にしても、確定給付企業年金に移行できるのは、優良な基金、財務力のある大企業に限られ、基金加入者の間で不平等が助長されるおそれがあります。冒頭申し上げましたとおり、私的年金は、公的年金とは異なり、強制ではなく、使い勝手のよさが制度導入の動機となります。今回の新制度に企業と従業員が魅力を感じるとは思えません。多くの企業が、給付が保障されていない確定拠出年金に移行するお考えですが、いかがでしょうか。

先日の厚生労働委員会、坂口大臣は、これから質疑に立たれる自由党の佐藤公治議員の質問に答えて、いよいよ仕事にけじめをつける日が近づいていると答弁されております。私は、森内閣、そして森総理は、やめる必要がないと考えます。昨年の四月五日に首相に指名されて以来四回、

国会は森総理を信任してきました。私は、国権の最高機関である国会の意思は尊重されなければならないと考えます。

一カ月前の内閣不信任案で、私は賛成の票を投じました。この気持ちは変わりません。しかし、国会の意思で信任された森総理が、国会の意思と関係なくやめることになれば、日本が漂流していると言わざるを得ません。まさに、ファシズムという危険な罪が開かれようとしているのではないかと。森総理みずから職を辞するのであれば、解散・総選挙で国民にその信を問うべきと私は考えます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇)

○国務大臣(坂口力君) 介護保険についてのお尋ねがありました。

介護保険は、介護を国民皆で支え合うという考え方のもとに創設された全く新しい制度でありまして、大きな制度改革でありました。サービス現場や市町村を初めとする関係者の方々の多大な御努力により、全体として見れば、大きな混乱なく実施されているというふうに思っております。制度の施行後、サービスの利用者数や利用量がふえるといった期待された効果もあらわれているところでもあります。

しかし一方で、昨年四月の施行後、現場の方々からは、短期入所サービスの利用や、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの業務、あるいはまた痴呆性高齢者の要介護認定の一次判定などにつきまして改善すべき点の指摘がありました。こうした御指摘も真摯に受けとめ、逐次、必要な改善措置を講じてきているところでございます。

介護保険は生まれたばかりの制度であり、まずは国民の間に一層の定着を図っていくことが肝要であり、制度の趣旨や内容について引き続き周知に努めたいと考えております。

今回の法案は、厚生年金基金と税制適格年金を一つのテーブルにのせるためのものではないかとお尋ねがありました。

御指摘のように、現行の確定給付型の企業年金としては、厚生年金基金と税制適格年金があり、いずれの制度も、退職金を年金化したケースが多いのは事実であります。今回の法案は、こうした確定給付型の企業年金について、積立基準の設定など受給権保護を図るための措置を統一的に定めたものであります。

確定給付企業年金法案を制定する必要があるのか疑問であるとの御指摘がありました。

厚生年金基金が代行返上を行います場合には厚生年金保険法に基づく制度としては継続し得ない、適格退職年金については、税法の体系の中では受給権保護措置を整備することが難しいといった理由から、現行法の改正では対応できず、新たな法律の制定が必要と考えております。

適格退職年金を実施していた中小零細企業の中には、他制度に移行しない企業が多く出るのはないかとお尋ねがありました。

適格退職年金については、受給権保護のための措置のある新制度に移行させることを基本としておりますが、円滑な移行が図られますよう、十年間の移行期間を設けますとともに、一定の経過措置を講ずることとし、また、移行先につきましても、新制度への移行のほか、確定拠出年金や中小企業退職金共済制度への移行も可能であることが

ら、適格退職年金の単純な廃止が相次ぐということはないと考えております。

また、確定給付企業年金法では適格退職年金を存続させてはどうかというお尋ねがありました。

適格退職年金は税制上の制度であります。税法の体系の中では受給権保護のための措置を講ずることは困難でありますことから、今回、制度等に移行させることとしたものであります。

厚生年金基金の代行制度についてのお尋ねがありました。

厚生年金基金は、終身年金を原則としておりますが、老後の生活設計の面で、終身年金は信頼感が大いなどの点から、なお意義を有しているものと考えております。また、厚生年金基金につきましても、従来から、毎年度の決算を把握した上で、適切な積み立てがなされるよう必要な措置を行ってきており、基金全体の財政状況についての情報開示も行われているところであります。なお、代行部分は公的年金の一部でありますので、当然、必要な積み立てがなされるべきものであります。

さらに、今回の法案は、大企業から中小企業へといたったことを問わず、受給権保護の観点から制度の整備を行うことを目的としたものであります。なお、代行返上の具体的な仕組みは、今回の法案の中に明示されているとおりであります。

多くの企業が確定拠出年金に移行するのではなく、いかにお尋ねがありました。

公的年金の上乗せの企業年金を確定給付とするか、あるいはまた確定拠出とするかは、それぞれの制度の利点などを踏まえつつ、各企業の労使間で十分協議して決定するものであり、必ずしも多

くの企業が確定拠出年金に移行するものではないと考えているところでございます。

大島議員からのお尋ねにつきましては、以上でございいます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 佐藤公治君。

(佐藤公治君登壇)

○佐藤公治君 自由党佐藤公治でございます。

私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました確定給付企業年金法案につきまして、質問いたします。(拍手)

現在、日本は、歴史上かつてない速さで、少子高齢化、人口構造の変化が進んでおります。そればかりではなく、現在の社会保障制度を支えていた雇用・経済構造も激変しています。今までの経済社会構造の問題を抱える中で、それを前提とする社会保障の基盤が危機に瀕していることは、だれの目から見ても明らかであり、国民は、将来の生活をどのように設計しようか、不安に陥っているであります。

第一に、合計特殊出生率は下降線をたどり続け、平成十一年では一・三四という水準となり、少子化に歯どめがかかっておりません。

特に見過ごすことのできない重要問題は、政府の案観的な予想とは裏腹に、常に合計特殊出生率は中位推計を下回っているということにあります。少子高齢化が進行する中で、従来から修正積立方式の名のもとに事実上の賦課方式をとり続けている公的年金制度が、このままでは破綻してしまふことは明らかであります。

第二に、社会経済構造が大きく変化していく中で、右肩上がりで成長していく経済を前提として

いる社会保険方式で将来を先読みすることも難しくなっています。

このような社会経済構造の急激な変化の中で社会保険制度を維持しようとするれば、極端に保険料を上げていかなければならなくなります。しかし、それができないということになれば、つじつま合わせに給付水準を引き下げるしか方法がありません。

このように、少子高齢化と経済構造の変動が進む中で、給付を確定した年金制度が今後も成り立つものなのか、疑問を持たざるを得ません。この点について、厚生労働大臣の御見解をまずお伺いいたします。

大切なことは、目先の均衡に終始する保険料負担増や給付水準引き下げを行うことではなく、社会保障のビジョンを明確に示し、国民全体の安心と安定を確保して、人生設計を描きやすくすることであり、すなわち、基礎的な社会保障を安定させることは、国民の安心を確保する社会政策であり、安心だからこそ活発にチャレンジする意欲が出せる経済政策でもあるのです。

私たち自由党は、消費税を福祉目的税化し、その使途を基礎年金、高齢者医療、介護の財源に限定すること、つまり、消費税を国民全体で支える基礎的な社会保障の保険料がわりとすること、基礎的な社会保障の財政基盤を強化し、負担の公平化を図るべきであると考えます。

先月三十日、政府・与党は、社会保障改革協議会において、社会保障改革大綱を決定いたしました。この中で、「経済・財政と均衡のとれた持続可能な社会保障制度を再構築し、後代に継承していくことが我々に課せられた重要な課題となつて

いる」と指摘しています。

すなわち、これは現在の社会保険方式をこれからも存続していくことが前提となっておりますが、年金制度において、自助と公助のあり方、すみ分けについて、政府はどのように考えておられるのでしょうか。基礎年金制度を初めとする年金制度の全体的な枠組みのあり方を含めて、厚生労働大臣にお伺いいたします。

次に、企業年金のあり方についてお聞きいたします。

労働省のアンケート調査では、従業員の多くが、終身雇用は崩れているとの意識を持っており、派遣労働者を中心とする会社や、企業においては退職金の前払い制度の導入を始めるなど、労働市場の流動化が進んでいます。

現在の労働市場の流動化についてどのように認識し、企業年金制度を再設計するつもりなのか、その理念についてお伺いいたします。

特に、雇用・労働環境が流動化する中で、転職時の企業年金の取り扱いが課題の一つとして取り上げられます。厚生年金基金においては、基金間の年金原資の移換は厚生年金基金連合会を通じて可能となっておりますが、新企業年金においては、転職に伴う企業年金の移動についていかに考えるでしょうか。

また、確定拠出年金においては、拠出可能な対象者が限定されています。例えば、女性が一定期間勤務をし、その間、確定拠出年金に拠出していたとして、結婚をして専業主婦になると、拠出ができなくなるということとなり、将来の年金原資として十分であるとは言えなくなります。

拠出型も給付型も含め、将来設計の選択肢とし

て、現在示されている法案で十分にこたえられるものであるとお考えか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

次に、厚生年金基金の代行部分の返上に関連してお聞きいたします。

法案では、企業年金の新たな形態として、規約型、基金型の新企業年金を設け、厚生年金の代行部分を含む既存の厚生年金基金については、代行部分を返上し、新企業年金に移すことが可能としております。また、返上の際には、有価証券など現物による返還を認めています。

しかし、保有株式の中で下落傾向が続くような銘柄に偏って返上されることがあるとすれば、予想以上の運用リスクを厚生年金が負うことにならないでしょうか。また、厚生年金全体に占める株式運用比率が高まることにより、厚生年金本体の積立金の運用に対してどのような影響を与えとお考えでしょうか。代行部分の返上について、どのようなルールや基準をもって行うこととするのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

次に、適格退職年金から企業年金への移行についてお聞きいたします。

適格退職年金については、十年以内に企業年金制度等へ移行することとしております。適格退職年金は、既存の厚生年金基金とは異なり、年金給付に必要な積立金を保有しているかどうかという財政検証が義務づけられていません。近年相次ぐ適格退職年金の解散においても、積み立て不足があらわれる例が見られます。新制度に移行することで、財政検証や掛金の増加などのリスク負担を回避するために、適格年金を廃止したまま新企業年金制度には移らないことが考えられます。従業

員の退職後の人生設計も、いや応なしに変更を余儀なくされます。適格退職年金の制度移動に当たって、企業、従業員双方についてどのような配慮がなされているのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

次に、受給権保護のための措置についてお聞きいたします。

本法案では、受給権保護のための措置として、積み立て義務、企業年金の管理運営にかかわる者の責任や行為準則の明確化、財務情報などについての加入者への開示を行うこととしております。

確定給付にしても確定拠出にしても、どちらにおいても重要なことは、情報の適切な提供や説明責任、そして、運営に係る約束事と責任を十分に果たすことであると考えます。適切な運営方法が行われているか、つまり、運営するに当たって役割を果たすべき担当者、責任者が従業員、受給権者の利益に反する意思決定を行っていないか、そのような不正はないかをチェックするというところにあると考えます。

今までの企業年金では、運営方法をめぐって、どのように監視し、対応が行われてきたのか、今後、管理運営責任をどのように明確にするつもりか、具体的にお聞かせください。また、仮に不当不正な運営を行った場合、どのような措置をとるおつもりか。さらに、財政破綻した場合、対処するためのスキームをどのように整備しているのでしょうか。以上の点につきまして、お伺いいたします。

最後に申し上げます。
急激な人口構造、経済・雇用構造の変化の中で、求められているのは、中長期的な国家の基本

戦略であります。その中でも、どんなことがあっても国が保障するセーフティネットは何か、その上で個人の自由な将来設計の一助となる選択肢は何かを示すことにあります。将来不安を払拭する社会保障政策を明確にしなければなりません。公的年金、私的年金それぞれのあり方、税制のあり方等、一つ一つを検証し、将来に向け、安定し、安心できる年金制度の未来を描いていかなければならないと考えています。

この点につきまして、厚生労働大臣の御所見をお伺いし、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇)

○国務大臣(坂口力君) 佐藤議員にお答えを申し上げます。最初、給付を確定した年金制度の持続可能性に関するお尋ねがございました。

経済構造の変動が進みます中で、高齢者がどんなに長生きしても安心して生活を送ることができるよう、実質的な価値を維持した公的年金を終身にわたって保障することが重要でありまして、このためには、世代間扶養を基本とした確定給付の仕組みとすることが必要と考えております。

公的年金制度につきましては、昨年三月に、制度の長期的な安定を図るための制度改革を行ったところでありますが、これは、少子高齢化の進行や経済基調の変化を踏まえまして、長期的に給付と負担の均衡の見通しを立てました上で実施したものでございます。

年金制度の全体的な枠組みのあり方についてお尋ねがありました。
高齢者の生活の基本部分を終身にわたり確実に

支える役割を持つ基礎年金それから厚生年金等の公的年金制度につきましては、自己責任の原則に立った社会保険方式を基本としつつ、保険料と公費を適切に組み合わせることによって、給付に必要な費用を賄っていく必要があると考えております。

このような公的年金制度に加え、多様化する老後のニーズにこたえて、上乗せの企業年金などの私的年金の充実もますます求められていくものと考えております。

労働市場の流動化と企業年金制度の再設計についてのお尋ねがありました。

我が国の雇用慣行は、年功序列賃金や終身雇用などに特徴づけられてきましたが、こうした雇用慣行は、勤労者の意識や産業構造の変化などによって変わりつつあると認識いたしております。

このため、公的年金の上乗せの新たな選択肢として、離職・転職の際の年金資産の移転、すなわちポータビリティが確保された確定拠出年金を導入するための法案をさきの臨時国会に提出したところであります。

また、既存の確定給付型の企業年金につきましては、今回の法案において、企業再編にも対応できるように、企業年金制度間の移行に関する規定を整備したところでございます。

これらの措置により、労働市場の流動化にも対応し得る企業年金制度の構築が図られるものと考えております。

転職に伴います企業年金の移動についてのお尋ねがございました。

この法案による確定給付型の企業年金は、企業が将来の年金給付をあらかじめ約束する年金であ

りますが、この約束された給付内容は、個々の企業によってまちまちであります。したがって、転職前の企業が約束していた年金給付等を、転職後の企業が引き継いで通算したり、終身年金という共通部分のある厚生年金基金のように通算措置を講ずることは困難でございます。

政府といたしましては、離職職が多く、確定給付型の企業年金を実施していく企業でも企業年金が実施できるよう、新たな選択肢として、確定拠出年金法案を提出しているところであり、両者が相まって、国民の老後の所得確保の一層の充実が図られるものと考えております。

将来設計の選択肢として現在の法案で十分かとお尋ねがございました。

今回の法案は、現行の確定給付型の企業年金について、積立基準の設定など受給権保護を図るための措置を講ずることなどを内容とするものであります。確定拠出年金の導入と相まって、国民の老後の所得確保の一層の充実が図られるものと考えております。

なお、専業主婦につきましては、一般的に税制措置を講ずる対象となる所得がないことから、確定拠出年金の加入対象者となっておりますが、公的年金における女性と年金についての検討を踏まえまして、今後検討する課題と考えております。

代行部分の現物返上についてのお尋ねがありました。

厚生年金基金が代行部分を返上する場合、払い込みは金銭で行うことが原則であります。

しかし、代行返上に伴い、厚生年金基金が市場

で一度資産を売却し、一方、公的年金の管理運用を行う年金資金運用基金が同じ資産を買い入れることとした場合には、株価等が必要に変動することでの積立金の運用にマイナスとなることなどの支障が生じますことから、一定の条件のもとに、厚生年金基金から株式などの現物により返上できる道も開くこととしたところでございます。

適格退職年金からの移行についてのお尋ねもございました。

従業員の受給権保護の観点から、今回の法案に基づく積立基準などの規定が、原則どおり適用されるのが最も望ましいと考えております。

しかしながら、適格退職年金から新制度への移行については、円滑な移行が図られるよう、十年間の移行期間を設定した上で、積み立て不足の解消や給付設計等の見直しについて、一定の経過措置を講ずることとしたところでございます。

受給権保護のための具体的な措置の内容についてもお尋ねがございました。

現行の適格退職年金につきましては、運営状況の監視の仕組みなどの受給権保護を図るための措置が十分に講じられておりませんでした。

このため、今回の法案では、積立基準を定めるとともに、毎年度の決算について厚生労働大臣に報告を行うこととしたほか、事業主などについて、加入者に対する忠実義務や利益相反行為の禁止などの規定を設けたところでございます。

最後でございますが、将来に向け、安定し、安心できる年金制度の未来についてのお尋ねがございました。

まず、公的年金につきましては、高齢者の生活

の基本部分を終身にわたって確実に支えることをその役割としております。

老後生活の基礎的費用を賄う基礎年金を全国民共通の給付として保障するとともに、被用者に対しては、退職後に賃金収入がなくなることに対応して、報酬比例の年金を保障し、両者合わせて、現役世代の手取り年収のおおむね六割を確保することとしたところでございます。

以上、佐藤議員の御質問にお答えを申し上げたところでございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十八分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣 坂口 力君
国土交通大臣 扇 千景君

出席副大臣

厚生労働副大臣 榎屋 敬悟君
国土交通副大臣 扇 千景君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る三月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律
関税定率法等の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律

金融機関等有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律

高齢者の居住の安定確保に関する法律

一、去る三月三十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(報告書受領)

一、去る三月三十日、内閣から次の報告書を受領した。

自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成十二年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

七条 明君
岡田 克也君
日野 市朗君
小島 敏男君
上田 清司君
今野 東君

補欠

小島 敏男君
今野 東君
上田 清司君
七条 明君
日野 市朗君
岡田 克也君

厚生労働委員

辞任

熊代 昭彦君
林 省之介君
釘宮 磐君
古川 元久君
阿部 知子君
増原 義剛君
森岡 正宏君
手塚 仁雄君
永田 寿康君
金子 哲夫君

補欠

森岡 正宏君
増原 義剛君
手塚 仁雄君
永田 寿康君
金子 哲夫君
林 省之介君
熊代 昭彦君
釘宮 磐君
古川 元久君
阿部 知子君

経済産業委員

辞任

山口 泰明君
萩野 浩基君
萩野 浩基君
山口 泰明君

補欠

萩野 浩基君
山口 泰明君

国土交通委員

辞任

林 幹雄君
福井 照君
佐藤 敬夫君
伴野 豊君
大橋 基夫君
岩永 峯一君

補欠

岩永 峯一君
松島みどり君
永田 寿康君
前田 雄吉君
山口 富男君
林 幹雄君

松島みどり君
永田 寿康君
前田 雄吉君
山口 富男君

環境委員

辞任

佐藤謙一郎君
金子 哲夫君
山田 敏雅君
阿部 知子君

補欠

山田 敏雅君
阿部 知子君
佐藤謙一郎君
金子 哲夫君

議院運営委員

辞任

上川 陽子君
小池百合子君
平井 卓也君
井上 喜一君

補欠

平井 卓也君
井上 喜一君
上川 陽子君
小池百合子君

(議案提出)

一、去る三月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案(中川智子君外八名提出)
一、去る三月三十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)

(議案受領)

一、昨二日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る三月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五号)

(議案送付)

一、昨二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案(中川智子君外八名提出)

(議案通知書受領)

一、去る三月三十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三月三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

高齢者の居住の安定確保に関する法律案
一、去る三月三十日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(質問書提出)

一、昨二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
九州新幹線建設に伴う文化財保護に関する質問主意書(小沢和秋君外一名提出)

(答弁書受領)

一、去る三月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員橋崎欣弥君提出今後の日本外交・防衛問題及び有事法制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員金田誠一君提出秘密文書の閲覧に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小沢和秋君外一名提出福岡県久留米市の廃棄物処分場に関する質問に対する答弁書
衆議院議員川内博史君提出尖閣諸島魚釣島の野生化や問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美君提出ベルー共和国前大統領アルベルト・フジモリ氏に関する質問に対する答弁書
衆議院議員保坂展人君提出東京都多摩市桜ヶ丘庭園跡地施設建設予算の繰り越しに関する質問に対する答弁書

平成十三年二月六日提出
質問 第一二二号

今後の日本外交・防衛問題及び有事法制に関する質問主意書

提出者 榑崎 欣弥

今後の日本外交・防衛問題及び有事法制に関する質問主意書
一 今後の日本外交及び防衛問題に対して質問する。

1 冷戦終了後の日本の外交環境の変化、それにとともなう日本の安全保障に関する検証と論議はまったく進んでいない。外交と軍事に関する討論は、国際関係の変動や軍事力の具体的な動向を分析した上で論ぜられるべき問題であるにもかかわらず、それらの諸点がまったく検証されない最近の傾向、とくに、日米安保の新ガイドライン制定に関する国会議論は、国民には殆ど伝わっていない。
冷戦の終焉は日本の外交にとっても大転換の時代であったはずである。日本は、アメリカ

カとの関係でいえば、日米安保体制という軍事同盟から、より総合的な経済協力、相互平和友好条約へと発展させることを目指し、より広範な地域安全保障への発展を目指すべき時期にきているのであって、少なくとも冷戦以後の安全保障体制と外交の課題を新たな角度から再検討すべきではないか。

しかし、それはなされず、日本はアメリカの新国際戦略の一方的なリーダーシップのもとに組み入れられた。それが日米安保の新ガイドラインの制定であったと思われる。

ソ連の崩壊によりアメリカの世界の覇権は確立した。現実の問題としてアメリカに敵対できる国は存在しない。いいかえれば現在ではアメリカの軍事力に対抗できる軍事力は世界から消滅した時代になったのではないか。

むしろ、ロシアは現在も依然核大国であり、それは抑止力として働いている。それが攻撃力に転ずることも可能である。しかし、米ロによる核兵器の発動は、全面的核戦争の勃発を意味し、それは人類の絶滅を意味する。また通常兵器による戦争でもアメリカと戦うことは、自国の破壊をもたらす。このような危険を犯す国は存在しないと考える。そのような国際軍事情勢を正確に分析するべきである。

以上の分析について、まず政府の具体的な見解を明らかにされたい。

2 中国も北朝鮮もロシアもいまや、日本にとっての敵性国家ではない。まずそれらの国々と戦争をもって解決しなければならぬ国家の係争点は一切存在しない。また日本国

内には、外国勢力の介入を招き兼ねない政治的分裂もない。要するに日本はど周辺に危険な要素をもたない国はなく、北方領土問題も外交交渉で解決すべきである。したがって、これらの具体的な検証を行った上で日本の防衛計画を議論する必要がある。

昨年二月一五日に「二〇〇一年から五年間の中期防衛力整備計画(次期防)が安全保障会議と閣議で決定された」と報道されたが、以上、述べたような問題点を徹底的に議論した上で決定されたのか、しかと見解を問う。

3 それでも日本は自衛力を持つ必要があると考える。何時不測の事態が訪れないという保証はないからである。しかし、それには幾つかの前提がある。あくまでも防衛的であること。防衛の規定を明確に示すこと。軍事力の海外派遣は憲法にもとづいて禁止すること。海外紛争への国際貢献は非軍事的側面だけに限定すること。逆に人道的な国際的義務を果たすためのシステムを積極的に検討することなどである。

これらの諸問題を検討しなければ、日本の本当の国益は守れない。アメリカがどのような世界戦略を掲げようと自由であるが、日本は自立、自主的な外交路線をいまこそ確立しなければならない。

新しくアメリカの大統領となったブッシュ氏は、早速以上の諸点に関連して、①フタツの凍結解除、②集団的自衛権の(憲法上の)確認に期待する旨の表明をおこなった。

この際、日本政府は確固たる見解を日本国民、アメリカ政府に対しては勿論のこと、世

界にむけて宣言すべきだと思うが、森内閣のゆるぎない見解と決意を明らかにされたい。
二 有事法制(緊急事態法)論議に対して質問する。

1 一月三十一日に召集された第一五一通常国会の衆参両院本会議における森首相の施政方針演説の中で「有事法制」の検討、着手を表明したが、公式に「有事立法」問題をとりあげたのは福田内閣であった。確か栗栖統義議長解任(昭和五三年七月二八日)をテコに福田内閣は国防会議議員懇談会、有事にそなえた非常時立法、民間防衛の研究推進を正式に決定し、それを防衛庁に指示した筈である。

本来、有事立法とは防衛庁も確認している通り、自衛隊法第七六条下令(防衛出動発令)、即ち戦時における自衛隊の行動をどのようにに自由化し、他方、国民に対してはどのようにに基本的人権を制約し、義務負担を強要するかの立法問題である。極限すれば、有事とは「武力のさなか」にあって法は沈黙する「事態」と思われるが政府の見解を問う。

又、以上のことを証明する資料として、一九五八年、防衛研究所「自衛隊と基本的法理論」が存在していることを明らかにしておく。

2 ① 防衛庁内部では自衛隊創設以来、有事法制に関する検討、研究はすでに数多く行っており、それらの一部は「訓令」や「達」によってすでに極秘裏に下部実戦部隊に下令されており、それに基づく演習、訓練が実行されていることは衆知の事実である。
有利立法ができた背景としては、日本

を中心とする内外情勢がことさら緊迫状態でもないのに、なぜ突如として有事立法問題がおこったのか、その背景こそ問題である。

日米安保協議委員会的小委員会(日米防衛協力小委員会)が一九七七年八月に発足して、日米安保条約を軸とする日米韓軍事態着体制(運命共同体)下における日米防衛分担の明確化が話し合われてきたが、有事即応態勢下にある米軍の有事における軍事行動自由化(在日米軍基地及び自衛隊基地使用の自由化と事前協議事項の包括承認)、及び有事即応の米軍に連動する自衛隊の有事における軍事行動の自由化がその小委員会において米側により強く要請されている筈であるがどうか。

おそらく有事立法問題提起の直接的要因は米側からの強い要請が背景となっているのではないか。政府の見解を問う。

② 日米の共同作戦といえば、三日衛隊のうちで、航空自衛隊が一番密接にやっていると思われる。自衛隊の日本の防空作戦には、警戒体制、防空体制、二つある。警戒体制はデフェコンという。このデフェコンはまた二つからなっている。一つは対空警戒体制、これはリーダーにより領空侵犯機を感知し識別する体制、二番目は警戒待機体制、これはスクランブル体制である。そしてこの警戒体制、つまりデフェコンは一段階から五段階までわかれている。それで一番通常の場合が五である。それから防空体制のほうは有事における防空のための体

制である。この区分内容は警戒体制と同じ、一から五までである。間違いないか。見解を問う。

③ それと、いわゆるあのサイレンが鳴る防空警報、これは三段階に分かれている。防空警報が赤、略称「アップルジャック」、警戒警報が黄、これは略称「レモンジュース」、警戒解除、これは白、「スノーマン」、そういうことになっている。間違いないか。

そのことは国民には何も知らされていない。警戒警報のときには、どういう手段で国民に知らせるのか。明らかにされたい。奇襲はありうるのか。その可能性について見解を問う。

奇襲とは平和時における急迫不正の予期せざる組織的、計画的武力攻撃のことである。しかし平和時に何の国際的変動もなく、ある日突然、侵略の意図をもった組織的、計画的奇襲が有りうるのか、もしあるとすれば必ずや何らかの前触れ、即ち国際的対立、紛争、あるいは変動が前提としてある筈であり、それはエリントによって充分事前に察知しうる。

そのような前提が皆無の場合、侵略の意図をもった奇襲が突如として行われるということとは到底ありえない。

しかし為にする議論では、万々万一あったらどうするという反論が必ずおこる。

もし仮に万々万一ありうるとすれば、相手の国の奇襲形態は遙か遠く公空、公海からのミ

サイル攻撃でまず始まるであろう。その攻撃対象(目標)は、現在、日本に存在する二八ヶ所のリーダー基地(エリント基地)破壊、米軍、自衛隊基地、重化学工業地帯、特に十六ヶ所の原子力発電所へのミサイル直接攻撃と海上輸送貿易路の遮断、封鎖(例えば台湾海峡異常変の場合など)であって、とても自衛隊の超法規的行動などおおよそ存在する余地はない筈である。

それでは平和時における侵略の意図のない突発的不意打ちはありうるか。かつて栗栖統幕議長設問の「奇襲」はこのような場合かもしれない。この種の奇襲の可能性は航空機による領空侵犯の場合にありうる。この場合は武力攻撃武力行使というより単発的な武器の使用である。しかしこのような場合の対応はすでに教育されているし、実際の対処方法も内訓として、要撃準則がつくられているのではないか。

超法規的行動はすでに予定されているのである。いま一つ奇襲が考えられるのは朝鮮半島、或いは台湾海峡緊迫の事態が発生したときであろう。しかしそういう場合はその緊迫の事態が先行するわけで万一の事態に備える体制が当然布かれていた筈である。以上のことを証明するものとして

(1) 「兵学研究記事第六号」の中の「国家と自衛隊」

(2) 「松前・バートンズ協定 昭和三四・九・九」

の資料が存在するのを問う。

4 もともと憲法には有事の想定もなく、したがってその規定もない。だから有事立法は根源的に憲法を超える性質のものである。自衛隊の行動を自由化するために防衛庁や制服組がねらい期待している有事立法の行き着く先は結局、超憲法的体制であり、現行憲法秩序をのりこえざるをえない。このことはこれまで防衛庁が部内で過去現実に行ってきた有事立法関係の研究文献をみれば歴然としている。軍備で国を守るといふ発想にたつ限り、超憲法的有事立法への追求は到底避けざる宿命なのである。

集団的自衛権の復権論議の如きは、現行憲法秩序を破るものである。以上を立証するものとして以下の資料が存在していることを問う。

《有事立法関係文献の具体的事例》

① 「列国憲法と軍事条項」一九五六年
防衛庁から大西邦敏教授(早大)に調査委託された報告書。

② 「自衛隊と基本的法理論」一九五八年
「三矢研究」一九六三年

③ 「非常事態措置諸法令の研究」
(1) 国家総動員対策の確立

(2) 政府機関の臨戦化

(3) 自衛隊行動基礎の達成

・隊員補充「有事徴兵制」
・防衛司法「軍刑法、軍事裁判制度、憲兵制度」

・「防衛保護」「国防秘密」「軍事秘密」の保護体制確立

④ 「治安行動(草案)」一九六〇年

・治安出動時の部隊の行動及び防衛出動時において公共の秩序を維持するための部隊の行動

・関係機関

(1) 「治安関係」公安調査庁、海上保安庁、検察庁、特別司法警察職員、入管機関、消防

(2) 「その他の関係機関」国の機関として、運輸、通産、郵政、建設、厚生、大蔵等の各省、地方公共団体として、都道府県、市町村、公共企業体等の機関として「R、N、T、日赤、NHK不等

⑤ 「国家緊急権」

・「軍事に制定できるもの」平常時において現憲法上立法可能な人権制限事項
「自衛隊の作戦行動に必要な物資の強制調達、土地、建物等の強制収容、民防衛、防空、秘密保護」

・「有事に制定できるもの」平常時の立法としては違憲の疑いがあるが、非常時には立法可能な人権制限事項

「徴兵、強制労役、物資・役務等の統制、通信報道の制限、運輸・通信機関の統制、重要産業等の統制、労働運動の規制、国家総動員体制、戒厳令」
⑥ 「兵学研究会記事第六号」『国家と自衛隊』一九六五年、陸白幹部学校兵学研究會
「真に止むを得ざる緊急事態において

ては責任の追求を恐れる余り機を失して事態を悪化させ、国を誤るよりもいゆる「警察比例の原則」を適用してその事態に則した適宜の処置(超法規的行動の意味)をとり、事後報告をし、その正当性は平穏状態に復帰後、国会なり、裁判所なり、国民の判断を仰ぐのが武人としての正しい姿であろうとおもいます

⑦ 防衛庁法制調査官室試案「法制上、今後整備すべき事項について」一九六六年二月

「不必要又は不適当」と判断されたもの(三件)

「防衛出動時待機命令時の武力行使」——防衛出動の下令前においても、現地指揮官が自隊防護の限度内で武器を使用することは違法でないと考えられるし、かつ下令前はその限度内にとどめるべきである。下令前に防衛出動下令後と同様な武力の行使の権限を現地指揮官に許すことは不適当である

5 シビリアン・コントロールについても、国会では与野党間、野党間それぞれ見解が分かれてしまっているし、院外の識者間でも意見がマチマチである。政府内部ですら発言が不統一であり、裁判の判決も判断が揺れ動いている。これほどシビリアンの考え方がバラバラで、国民の合意のないところにどうして真のシビリアン・コントロールが作動しえようか。

シビリアン・コントロールが真に作動するためには次のような条件が満たされる保証がなされねばならないと考えるが政府の見解を問う。

(イ) 「知る権利」が保証され、正確な情報と資料の提供が前提。

(ロ) 国民の見えるところで、見える形での公開論議。

(ハ) 国民の合意形成のための徹底的論議。

(ニ) 国会に具体的統制権限の附与。

「有事」とは「戦時」であり、政府、国民が一体となって立向かうべき「危機管理」の事態である。それは各省にまたがる広範な国家的国民的視野からの研究が必要であり、内外情勢に対する高度の総合的政治判断が要請される事態の筈である。

第七六条以外に自衛隊法が「武力行使を認めていない」ということは、自衛隊の独断専行による暴走を戒めるシビリアン・コントロールのそれこそ重要な歯止めであって、それをもって法の欠陥などというのは、まさに政治優先というシビリアン・コントロールへの挑戦である。

基本的な防衛政策、あるいは自衛隊の存在自体についても合憲性が争われ、国民の合意が成立していない現状をいきなりのりこえて有事立法論議が先行するのはまさに逆立ちの論議と考える。

三、防衛に関する基本的問題に対して質問する。

1 私達はいま一度防衛に関する基本的諸問題を整理し考察し直す必要がある。その原点から論議を再出発させねばならない。

「国を守る」とは一体「何から」「何を」守るのか。また「守れるのか。」どうすれば守れるのか。さらに「脅威の実体とは何か。」

「脅威の可能性」はあるのか。「過去の教訓」をどのようにうけとめるべきか。それらの基本問題について以下、質問をしたい。

「国を守る」ということは決して現在の支配体制を守るのではなく、国民のいのちとくらし、福祉と財産、自由と幸福を守るということでなければならぬと思うがどうか。守るべき対象が国民のいのちとくらしであれば、このような核時代に武力で国民のいのちとくらしが守れるであろうか。政府の確たる見解を問う。

「脅威の実体」がわが国周辺に存在するかどうか。「脅威の実体」とは対象国の侵略の「意思」とその「能力」である。いま日本の周辺国家にその敵国たりうる「能力」がある国があるかもしれない。問題は侵略の「意思」が周辺国にあるかどうかを明確に指摘されたい。

2 ① 武力(自衛隊)でこの国の国民が守れるのか。ここで太平洋戦争末期の教訓を想起しなければならぬ。あの太平洋戦争末期、本土決戦が叫ばれたとき、日本本土には天皇に忠誠を誓った軍隊がまだ三百万いたし、航空機も数百機が残っていた。本土決戦で国論も統一されていた。それでこの国が、国民が守れたであろうか。残念ながら、広島、長崎の原爆二発で終わったのである。これが冷徹な歴史的事実なのだ。

では今日はどうなのか。日本列島は大陸に対し地理的にも近く弓状に浮かんでいる

細長い島である。国土に縦深性はなく、僅の人間がそこにひしめき、重化学工業地帯が大都市、中都市に集中している。海上交通による貿易なくしては生きてゆけない貿易立国なのである。しかも破壊力はかつての広島、長崎原爆の数万倍の威力をもった核兵器の時代である(旧ソ連保有の核兵器の破壊力は広島・長崎型原爆の十四万倍以上)。太平洋戦争の比ではない。日本国は武力では到底守れないのである。

国を守るために自衛隊を必要とする世論が八三%を占めるにいたったという報道があった。「国を守るために自衛隊を必要」と思いますが「という設問ほど陥穽に満ちたものはないと痛感する。

自衛隊で国を守るということは、自衛隊だけが国を守るのではなく、自衛隊(武力)で闘うための体制というものが背後になければならないのである。その体制とは何か。それが即ち戒厳令であり、徴兵制、徴用令であり、治安維持法、秘密保護法であり、国家総動員体制なのである。したがって、国を守るために自衛隊を必要と考えますか」という問いと、「国を守るために徴兵制や戒厳令を必要と思いませんか」という問いは同じであることを知らねばならない。

「国を守るためには自衛隊が必要だ」と答えた人が、同じ質問である筈の「国を守るために徴兵制を必要と思いませんか」、「国を守るために貴方は徴兵制で自衛隊に入りましか」と問われて果たして「ハイ」と答える人が何人いるであろうか。「国を守るため

に自衛隊は必要だ」と答えた人は、徴兵制、徴用令、戒厳令、治安維持法、秘密保護法など国家総動員体制つまり戦前の軍国体制に賛成しなければならぬのだ。そういう筈ではなかったといつても間に合わないのである。

なお念のため付け加えるならば、太平洋戦争開戦時の元ハワイ空襲特別攻撃隊長、戦後、航空自衛隊幕僚長、そして自民党国防部長、参議院議員であった、源田実氏が「国の安全保障」という本の中で次のようにのべている。これは現役自衛隊制服組の考えを代表するものと思つて差支えない。

即ち、「自衛隊が守るべき第一の目標は米軍基地、次が自衛隊基地、つづいて重工業地帯」と指摘して、国民は守るべき対象としては出てこないものである。制服組が国を守るということとはそういうことであることを国民の皆さんは肝に銘じてほしいと思う。私のこの指摘について政府の見解を問う。

② 尚、海上自衛艦に備えられている「ファランクス」で使用する弾丸は、次期新防衛力整備計画では、タンクステン弾なのか、それとも劣化ウラン弾(U・三三七)なのか、明確に回答されたい。

3 第八五臨時国会で当時の福田総理は有事立法について、「自衛隊は有事に備えて存在するもの。有事に備えた立法を自衛隊が行うのは当然」という答弁を繰返した。しかしこの総理答弁には重大な欠落と盲点がある。総理の脳裏には有事には自衛隊だけが対応

するものだと思つていたのであろうか。国民にとつての関心事は有事に際し自衛隊がどう戦ってくれるかもさることながら、むしろそのような事態のとき自分たちは、自分たちの生活は一体どうなっているかという不安ではないだろうか。専守防衛である以上、戦場は当然のことながら日本の本土内である。

有事(戦争)に突入したとき一体国民はどうなっているのかというこの肝腎な点を素通りして、ただ自衛隊だけの有事対応を声高に叫ぶのは、野党も国民もきびしく糾弾しなければならぬのではないか。これこそが問題の核心であり、私が有事立法論議に重大な欠落と盲点と陥穽があると指摘するのまさにこの点である。

ところがこの問題の核心を衝いた研究が実は秘かに行われていたのである。貴重な研究であると同時に国民に対してはショックングな警告であろう。

昨年八月四日の農林水産委員会が質問した「輸入がストップした場合におけるわが国の栄養水準(試算)(昭和四九年一〇月)という農林省、斎藤プロジェクトの研究は重大な示唆を投げかけている。即ちその有事緊急食糧対策として提案するところは現憲法下では到底実行できないということ、有事法制として国家総動員体制を布き、徴用令、土地強制収容等を伴わなければ法案の緊急措置はできないという事実である。これは有事になれば自衛隊関係の超憲法的法規が一斉に要請されるという事実を示唆するものにはかならない。

もし守るべき対象の第一に国民のいのちとくらしをかかげるならば、そのために欠くことのできない食糧、原油、鉄鉱石など重要輸入資源は有事においても絶対に守らなければ、研究資料が指摘、警告するように日本は疑いもなく飢餓列島と化してしまふ。それを証明する資料として「国民生活に基づく所要輸入量に関する研究(食糧編)」「昭和五二年九月一日、海幕防衛部防衛課分析班」があることを明らかにしておく。

ところがこの重大な輸入のための海上輸送路が果たして自衛隊で守れるかという問題が最後に残る。

結論は軍事力では到底守りえないということである。かつて一九七三年一月二日、とさのズムワルト米海軍作戦部長が、米上院国内・島嶼委員会、及び同四月、上院軍事委員会において証言し、米海軍も海上輸送路、特にペルシャ湾は護衛しがたいこと、少なくとも二五%は削減されることを訴えた。世界最強の米海軍にして然りである。

ましてや日本の自衛隊が守られるわけはない。そのことはすでに同じ年の一九七三年五月末日、当時の田中首相訪米前にした第八回日米安保協議委員会事務レベル会議に説明資料として外務・防衛当局合意で同意したマル秘文書の中に明確に示されている。国会議論でも、そのときの山中貞則防衛庁長官は「最終的には守れない」「(四八・六・二一衆院内閣委)と答弁したし、その時の臨時国会の外務委員会においても防衛庁当局は重ねてそのことを明言している。

一体、自衛隊は海上輸送路も守れなくて、何を守るといふのであろう。これで結論は明白になった。この国は軍事力では守れないといふことである。

もし日本を侵略しようと意図する国があるならば、何も血を流してまで敵前上陸をする必要はない。海上補給路を遮断すれば目的の大半は達する。国民は手を上げざるをえないと考える。

もはや結論はただ一つである。戦争に突入したときにはどうするかでは遅過ぎるのだ。そうならもうおしまいである。問題は戦争を避けるにはどうすべきかという発想に大転換する以外にこの国を守るすべはないのではない。

結局、軍事的対応を否定した憲法の原点に返ることこそ最も有効で現実的な防衛手段といふことになる。平和外交、経済、文化、科学技術の国際的交流と分業など地球規模で非軍事的手段を追求することだけがこの国と国民を守りうるただ一つの道である。今日、人々は一つの重大な事実が気がつき始めた。

それは地球が有限であるということ——これ以上、自然の緩なす生態系と環境の破壊が進めば、人類はとりかえしのつかない破局をむかえるという事実である。むしろ人間の叡智とエネルギーを傾けるべきは人類が生き残るためのこの事実との闘いではないのか。

もはや現実的には安保・自衛隊をさけては通れない。幸いシビリアン・コントロールの最高機関である国会に議論の場として共通の上俵がつくられた。即ち、安全保障委員会が

設置されたのである。議論をつくして判断材料を国民に提供し最終的に国民の審判をうけるべきである。

「過去を忘却したものは、過去を繰返す」。この有名な教訓をもう一度かみ締める必要がある。

以上、質問が多岐にわたったが、最後に総体として私の見解と疑問は間違っているのだろうか。間違っているところがあるなら、充分に反論、或いは間違いの箇所を具体的に指摘されたい。見解を問う。

4 なお、一月三十一日に静岡県焼津市上空付近で突発した日航西機のニアミス事件は、双方機への対処ミスがあり、「適切な管制指示をしていれば防げたのではないか」との見方もあるが、根本的には在日米空軍と航空自衛隊の専用空域の拡大により、民間機の空域が極端に狭められているという問題があるのではないか。政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一五一第二号

平成十三年三月三十日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員橋崎欣弥君提出今後の日本外交・防衛問題及び有事法制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橋崎欣弥君提出今後の日本外交・防衛問題及び有事法制に関する質問に対する答弁書

の1について

冷戦終結後の国際社会の全般的状況については、主要国間の関係は種々の問題をほらみながらも基本的には安定しており、地球的規模の武力紛争の発生の可能性は低くなっているが、一方で、複雑で多様な要因を背景にした地域紛争の発生、大量破壊兵器等の拡散の進行等、様々な不安定要因が存在しており、このような中、国際社会による種々の安定化のための努力が継続していると考えている。また、我が国が位置するアジア太平洋地域の状況については、朝鮮半島における昨年の歴史的な南北首脳会談等の前向きな動きも見られる一方、冷戦終結後も軍事力の拡充・近代化が見られるなど、依然として不透明・不確実な要素が残されていると考える。

このような状況の下、我が国が自らの防衛力のみでは我が国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、自由と民主主義という基本的価値を共有し、最も信頼できるパートナーであるアメリカ合衆国との間で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和二十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)を維持し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要であると考えている。こうした日米安保条約に基づく日米安全保障体制は、過去四十年間我が国の平和と繁栄をもたらしただけでなく、アジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとしても有効に機能してきたと考えているところ、平成九年九月二十三日に日米安全保障協議委員会において了承された日米防衛協力の

ための指針は、この日米安全保障体制の信頼性を向上させるために作成されたものであり、今後ともその実効性の確保に努め、日米安全保障体制の信頼性の向上に努めていく考えである。

政府としては、引き続き、日米安全保障体制の堅持を安全保障政策の重要な柱の一つとして、各国との信頼醸成に向けた対話及び協力、軍備管理及び軍縮の促進等安定的な安全保障環境を構築するための外交努力を行うとともに、「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成七年十一月二十八日閣議決定。以下「大綱」という。)の下で節度ある防衛力を整備するとの基本的考え方に沿って、安全保障政策を遂行していくことが必要であると考えている。

「中期防衛力整備計画」(平成十三年度～平成十七年度)(平成十二年十二月十五日閣議決定。以下「新中期防」という。)を決定するに際しては、国際情勢を含め様々な観点から慎重に検討を重ねたところであり、新中期防が前提としてある国際情勢は、一の1について述べたとおりであるところ、政府としては、平成十二年十二月十五日付けの内閣官房長官談話に示したとおり、大綱に定められた防衛力の役割や我が国が保有すべき防衛力の内容等の基本的枠組みを見直さなければならぬような諸情勢の基本的な変化はないと考えたところである。

一の3について
我が国は、従来から、憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持し、節度ある防衛力の整備に努めると

もに、我が国を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力を行うことを安全保障政策の基本としている。このような基本的な考え方は、今後とも堅持していく方針であり、累次内外に明らかにしてきている。

いわゆる自衛隊の海外派遣については、武力行使の目的をもたないで部隊を他国へ派遣することは、憲法上許されないわけではないと考えている。しかしながら、法律上、自衛隊の任務、権限として規定されていないものについては、その部隊を他国へ派遣することはできないと考えている。

いわゆる平和維持隊(PKF)本体業務の凍結解除については、我が国が世界から信頼される国家となるためには、国際社会で求められている責任・役割を着実に果たしていくことが必要であり、このためには、我が国自らの安全保障基盤を強固なものとしながら、国際的な安全保障の確立に貢献することも重要な課題であると考えており、かかる認識の下、国会での議論等を踏まえつつ対処していきたいと考えている。

集団的自衛権については、我が国が、国際法上、集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

政府としては、国連を中心とした国際社会の平和と安全を求める努力に対し、資金面だけでなく、人的な面でも協力を行うことが、我が国

の国際的地位と責任にふさわしい協力の在り方であると考えており、国連を中心とする国際平和のための努力に対し、憲法の枠内で積極的に協力していく考えである。

二の1について

有事法制については、民主主義国家である我が国において、自衛隊が文民統制の下で、国家、国民の安全を確保するために必要なものであると考えており、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合に国家、国民の安全を確保することは、公共の福祉を確保することにはかならないから、そのためには必要があるときは、合理的な範囲内において法律で国民の権利を制限し、又は国民に特定の義務を課することも憲法上許されるものと考えている。もっとも、そのような場合においても、可能な限り国民の権利を尊重すべきことはいうまでもない。

なお、御指摘の「自衛隊と基本的法理論は、執筆者個人の学術論文であり、政府の見解を述べたものではない。」

二の2の①について

日米安全保障協議委員会の下部機構として設置された防衛協力小委員会において、アメリカ合衆国から、御指摘の「有事即応態勢」にある米軍の有事における軍事行動自由化(在日米軍基地及び自衛隊基地使用の自由化と事前協議事項の包括承認)、及び有事即応の米軍に連動する自衛隊の有事における軍事行動の自由化」が要請されたという事実はない。

有事法制については、自衛隊が文民統制の下で、国家、国民の安全を確保するために必要であり、平時においてこそ備えておくべきもので

あると考えている。昨年、与党から、法制化を目指した検討を開始するよう政府に対して要請がなされ、政府としての対応を考えてきたところである。かかる経緯を踏まえ、今後、政府としては、与党の考え方を十分に受け止め、検討を開始していくこととしたところであり、「米側からの強い要請が背景となっている」との御指摘は当たらない。

二の2の②について

航空自衛隊においては、領空侵犯に対する措置のための態勢として「警戒態勢」を、有事における防空のための態勢として「防空態勢」を、それぞれ定めている。

「警戒態勢」は、領空侵犯機等を探知し、識別するための警戒監視を行うことを内容とする対空警戒の態勢と、航空機による地上待機、その他必要な待機及びこれらの準備を行うことを内容とする警戒待機の態勢からなり、いずれも1から5までの五段階に区分され、通常の態勢を5としている。また、この「警戒態勢」をDEF CON(デフコン)と呼称することができることとしている。

「防空態勢」は、1から5までの五段階に区分されている。

二の2の③について

航空自衛隊の「防空警戒」は、防衛出動命令が下された場合、空からの攻撃に対して有効に対処するため、事態に応じ、航空自衛隊航空総隊司令官等から航空自衛隊の部隊等に伝達されるものであり、赤、黄及び白の三段階に区分され、それぞれ「アップルジャック」、「レモンジュース」及び「スノーマン」と呼称されること

があるが、いかなる場合にこれらの警報が伝達されるのかについては、これを明らかにすることは、航空自衛隊の有事における態勢を明らかにすることとなり、我が国の安全を害するおそれがあるので、答弁を差し控えていただきたい。

また、防衛出動命令下時の空からの攻撃に対する警報の国民への伝達については、検討を進めることが必要な安全保障上の課題の一つであると認識している。

二の3について

一の1について述べたとおり、冷戦終結後の国際社会の全般的状況については、複雑で多様な要因を背景にした地域紛争の発生、大量破壊兵器等の拡散の進行等、様々な不安定要因が存在しており、また、我が国が位置するアジア太平洋地域の状況についても、冷戦終結後も軍事力の拡充・近代化が見られるなど、依然として不透明・不確実な要素が残されていることにかんがみると、我が国に対して外部からの武力攻撃が行われる可能性は否定できず、また、これがいわゆる奇襲攻撃となる可能性も絶無とはいえないと考えているが、政府としては、各種の手段により、政治、軍事その他のあらゆる情報を事前に収集することによって、實際上、奇襲を受けることのないよう努力することが重要であると考えている。

なお、御指摘の「兵学研究記事」は「兵学研究記事」を指すものと考えられるが、御指摘の「国家と自衛隊」は、陸上自衛隊幹部学校職員有志から成る私的な同好会の会員の個人的な見解を述べたものであり、政府の見解を述べたも

のではない。

また、御指摘の「松前・バークス協定」は、アメリカ合衆国の第五空軍と航空自衛隊航空総隊との間で、我が国の領空侵犯に対する措置を実施する上での細目事項を明らかにしているものであり、対領空侵犯措置に関する内訓と同様、あくまでも自衛隊法(昭和二十九年法律第六十六号)第八十四条に基づいて領空侵犯に対する措置を実施することを前提とするものであって、「超法規的行動はすでに予定されている」との御指摘は当たらない。

二の4について

憲法第九条第一項は、独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の武力を行使することは認められているところであると解している。また、我が国が、国際法上、集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

政府としては、このような考え方の下、憲法の範囲内で有事法制の研究を行ってきたものであり、また、今後の有事法制に関する検討についても、憲法の範囲内で行っていくことはいくまでもないことであって、「超憲法的」との御指摘は当たらない。

なお、御指摘の各資料の中に政府の見解を述べたものはない。

二の5について

民主主義国家においては、政治の軍事に対する優先は確保されなければならないものと考えている。

我が国の現行制度においては、国防に関する国務を含め、国政の執行を担当する最高の責任者たる内閣総理大臣及び国務大臣は、憲法上すべて文民でなければならないこととされ、また、国防に関する重要事項については内閣総理大臣を議長とする安全保障会議の議を経ることとされており、更に国防組織たる自衛隊も法律、予算等について国会の民主的コントロールの下に置かれているのであるから、シビリアン・コントロールの原則は、貫かれているものと考えている。

政府としては、国民を代表する国会による民主的コントロールが十分發揮できるよう、今後とも、正確な情報及び資料を提供するなどできる限りの協力を行ってまいりたい。

三の1について

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ることにある。依然として核兵器を含む軍事力が存在するとともに、核を始めとする大量破壊兵器等の拡散が強く懸念される現実の国際社会において、こうした国防の目的を達成するため、政府としては、防衛力の適切な整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を堅持し、その信頼性を向上させてすきのない防衛態勢をとることとしている。また、核兵器の脅威に対しては、核兵器の

ない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、アメリカ合衆国の核抑止力の依存することとしている。

脅威は、侵略し得る能力と侵略しようとする「意図」が結びついて顕在化するものであると考えているが、「意図」というものは変化するのであり、我が国の防衛を考える場合には、我が国周辺における軍事「能力」について配慮する必要があると考えている。いずれにせよ、政府としては、我が国に対する差し迫った脅威が現在あるとは考えていない。

三の2の①について

昭和五十三年九月に公表した「防衛庁における有事法制の研究について」の中で、「今回の研究は、むしろ現行憲法の範囲内で行うものであるから、旧憲法下の戒厳令や徴兵制のような制度を考えることはあり得ないし、また、言論統制などの措置も検討の対象としない」としており、政府としては、今後の有事法制に関する検討についても、憲法の範囲内で行っていくことはいくまでもない。

また、防衛庁においては、自衛隊が守るべき対象やその順位について、御指摘のように「自衛隊が守るべき第一の目標は米軍基地、次が自衛隊基地、つづいて重工業地帯」と設定した事実はない。

三の2の②について

新中期防においては、個々の弾薬の整備計画についてまで決定しているものではない。なお、現在海上自衛隊の護衛艦に搭載している高性能二十ミリ機関砲ではタンクスステン弾を使用

しており、これを変更する計画はない。

三の3について

周囲を海に囲まれ、資源小国である我が国としては、有事、平時を問わず、主要資源の安定供給の確保に努めることが重要であり、特に主要資源の供給経路である海上交通の安全の確保に努めることが重要である。このため、政府としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合において、周辺数百海里、航路帯を設ける場合にはおおむね千海里程度の海域において、自衛の範囲内で海上交通の安全を確保し得ることを目標に、海上防衛力の整備を進めてきている。

有事の際に具体的にどの程度海上交通の安全を確保し得るかについては、脅威の具体的様相、アメリカ合衆国軍隊の支援態様等の多くの要因に左右されるものであって、一概に申し上げることは困難であるが、いずれにせよ、我が国が有効に海上交通の安全を確保し得る能力を保有することにより、アメリカ合衆国との共同作戦とあいまって、我が国の海上交通の妨害に対する抑止効果を発揮することが重要であると考える。

もとより、総合的な観点から我が国の安全を確保するためには、適切な防衛力の整備に努めるとともに、経済、外交等を含めた広い立場からの努力が必要であり、政府としては、これら各般の施策を整合性を保ちつつ推進すべきであると考えている。

このような観点から、政府としては、憲法の下、外交努力の推進及び内政の安定による安全

保障基盤の確立を図りつつ、専守防衛に徹し、日米安全保障体制を堅持し、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところであるが、かかる基本方針は、引き続きこれを堅持することとしている。

三の4について

御指摘の「在日米空軍と航空自衛隊の専用空域」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、平成十三年一月三十一日の日本航空九〇七便及び九五八便の飛行経路付近には、アメリカ合衆国政府が管制業務を行うことが認められている空域並びに自衛隊機の訓練空域及び試験空域が存在するところ、これらの空域、同空域における飛行経路等の設定及び変更に当たっては、航空交通管制に支障を及ぼさないよう、国土交通省、アメリカ合衆国軍隊、防衛庁等関係機関の間で調整しており、政府としては、御指摘の「民間機の空域が極端に狭められている」という問題はないと考えている。

平成十三年三月一日提出
質問 第三 四 号

秘密文書の閲覧に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

秘密文書の閲覧に関する質問主意書

外務省の秘密保全に関する規則の一つである「在外公館における秘密保全対策要領」(昭和五十四年五月一日 官房総務課)の七は専門調査員に関する秘密保全について次のように定めている。

「当該公館長が必要と認める範囲の館務補助に限るものとする(昭和五十二年十二月十六日付往信調調合第五千四百二十号別添専門調査員派遣要綱四、専門調査員の館務補助)ということになっているが、秘密指定のある文書と事項は取扱わないことは当然である。(どうしても調査員に見せたい文書で秘密指定のあるものがあれば、秘密の箇所は削除すること。)」

同規則に従うと、外務省においては専門調査員に対しては秘密に指定された文書であっても、秘密に該当しない範囲についてはその中身の閲覧が許されているということになる。

そこで政府の見解をたずねるため以下質問する。

一 官庁において規則に基づいて秘密に指定された文書の中身について、その取扱いの権限のない者に閲覧をさせることは、国家公務員法第百条(秘密を守る義務)ないし自衛隊法第五十九条(秘密を守る義務)に違反するものと考え、政府の見解を明らかにされたい。

二 外務省以外においても、取扱いの権限のない者に対して、規則に基づいて秘密に指定された文書の中身について閲覧を許している省庁があるのか。存在するのであればその全ての省庁及び該当規則を明らかにされたい。

三 「秘密保全に関する規則」の運用細則(平成二年四月九日)によると「取扱注意」という区分が存在するが、これに指定された文書(秘密保全に関する規則(平成二年外務省訓令第二号)第二条第三項で定義するところのもの。以下同じ)は、国家公務員法第百条で定める「秘密」に

該当するのかわかりにされたい。

四 国家公務員法第百条で定める「秘密」に該当する文書に対して、「秘密保全に関する規則」第五条で定める秘密保全管理者及び秘密保全管理責任者が、同規則第十条に基づく秘密指定を行わなかった場合、国家公務員法第九十八条第一項(法令及び上司の命令に従う義務)に違反するものと考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五一第三四号

平成十三年三月二十日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出秘密文書の閲覧に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出秘密文書の閲覧に関する質問に対する答弁書

一について

国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百条第一項又は自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第五十九条第一項の「職務上知ることのできた秘密」とは、秘密の指定の有無にかかわらず、一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実をいうものと解しており、秘密に指定された文書中これに

該当するものが含まれない部分を関係職員以外の者に閲覧させたとしても、これらの条項に違反するものではないと考えられる。

二について

秘密に指定された文書について、秘密の箇所を削除した上で、関係職員以外の者に閲覧を許す規則を定めている府省は外務省以外にはない。

三について

御指摘の「秘密保全に関する規則」の運用細則は、「秘密文書ではないが、当該事務に関与しない者にみだりに知られることが事務遂行に支障をきたすおそれのある文書について、その取扱いを慎重にすべきことを明示するために「取扱注意」の標記を使用し得る」と定めており、「取扱注意」に指定された文書は「秘密保全に関する規則」(平成二年外務省訓令第二号)で定める秘密には該当せず、当該文書の内容は原則として国家公務員法第百条の「秘密」にも該当しないものと考えられる。

四について

御指摘の「秘密保全に関する規則」は、外務大臣が発した国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十四条第二項にいう訓令であり、国家公務員法第九十八条第一項にいう「上司の職務上の命令」に該当する。したがって、同規則第五条で定める秘密保全管理者及び秘密保全管理責任者が、同規則に基づく秘密の指定を怠った場合には、国家公務員法第九十八条第一項に違反するものと考えられる。

平成十三年三月一日提出
質問 第三五号

福岡県久留米市の廃棄物処分場に関する質問
主意書

提出者

小沢 和秋

赤嶺 政賢

福岡県久留米市の廃棄物処分場に関する質問
問主意書

福岡県久留米市高良内町杉谷地区で、久留米市により、新しく管理型の廃棄物処分場建設が予定されている。計画では第一処分場を先行して建設し、第一処分場を使用しながら廃棄物によって第一処分場が埋まれば、引き続き第二処分場建設工事を進めることになっている。久留米市は今年度から取付道路建設工事に取付かろうとしているが、地元住民の同意をえないまま強引に事業を進めているため、現在は住民の反対により測量作業も止まっている状況である。

そこで、次の事項について質問する。

(一) 第二処分場は隣接する山林が土砂流失防備保安林であるため、建設工事をを行うに際しては保安林の解除が必要となる。久留米市長は市議会での答弁や市の広報等を通じて、この保安林の解除は既定の事実のように喧伝しているが、土砂流失防備保安林解除の権限は農林水産大臣の専決事項ではないのか。

(二) 土砂流失防備保安林解除のためには申請手続きが必要であるが、久留米市長は保安林の解除がすでに決まっているのかのごく公言している。国は保安林解除の申請をすでに受理し、許可したのか。

(三) 建設予定地は砂質泥質片岩という脆弱な岩盤の上にある。国の廃棄物処理施設構造指針等に照らせば、地滑り等の災害を引き起こす恐れがある処分場の建設は認められないのではないのか。

(四) 久留米市が計画している新処分場の設計図は、すでに国に届けられている。本処分場のように脆弱な岩盤からできた狭隘な谷間に擁壁とダムを築き、災害を引き起こす恐れがある設計の管理型処分場の建設について国としてどう考えるか。

また、このような立地条件での処分場建設の前例が、わが国内のどこか他にあるのか。あるのであれば、具体的に所在を明らかにしたい。

(五) 新処分場建設予定地は水源地の中にある。筑後川の最上流の一つ、寺尾川直上の処分場建設計画は許されないことではないのか。水源地の中の処分場建設について国としてどう考えるか。

また、水源地の中の処分場建設の前例が、わが国内のどこか他にあるのか。あるのであれば、具体的に所在を明らかにしたい。

(六) 第一処分場を使用しながら引き続いて第二処分場を建設することになっており、第一処分場建設と第二処分場建設は一連のものと考えられる。第二処分場建設に当たって必要な保安林解除の前に、第一処分場建設工事を開始することは許されないことではないのか。久留米市の本事業に関し、現段階では国は補助金を交付すべきでないのではないのか。

(七) 久留米市はすでに高良内町内野地区に管理

型の廃棄物処分場を有しているが、コンクリート擁壁から浸出水が滲み出て周辺の水田等に流れ込んだり、継ぎ目から樹木が枝を伸ばしたりしている等、市のずさんな管理は目に余るものがある。現在は新たな廃棄物を埋めてはいるが、国は遮水対策が不十分な施設がこのまま放置されることを安全なものと考えているのか。周囲の環境保全のため、厳しく指導すべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一五一第三五号
平成十三年三月三十日
内閣総理大臣 森 喜朗
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員小沢和秋君外一名提出福岡県久留米市の廃棄物処分場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員小沢和秋君外一名提出福岡県久留米市の廃棄物処分場に関する質問に対する答弁書

(一) について
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第二号の規定に基づき土砂の流出の防備の目的を達成するため指定された保安林(以下「土砂流出防備保安林」という。)の指定の解除については、同法第二十六条及び第二十六条の二の規定に基づき、保安林の所有者の別及び所在場所により農林水産大臣又は都道府県知事が行うこととなっている。

なお、お尋ねの土砂流出防備保安林の指定の解除については、当該保安林が民有林であり、同法第二十五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する重要流域内に存することから、農林水産大臣が行うこととなっている。

(二) について

お尋ねの土砂流出防備保安林の指定を解除すべき旨の久留米市長からの申請は、現時点において受理していない。

(三) について
市町村が一般廃棄物の最終処分場を設置しようとするときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第九条の三第一項の規定により、都道府県知事に届け出なければならない。都道府県知事は、同項の規定による届出があった場合において、同条第三項の規定により、当該最終処分場について一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年総理府令・厚生省令第一号。以下「基準省令」という。)への適合性について審査し、基準省令に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から六十日以内に限り、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができ、市町村は、同条第四項の規定により、当該期間を経過した後でなければ、当該最終処分場を設置することができないこととされている。

基準省令第一条第一項においては、地盤の滑りを防止する必要がある場合には適当な地滑り防止工が設けられていること、自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全である擁壁等が設けられていること等が規定され

ており、都道府県知事は、地滑り等の災害に対する安全性について、基準省令への適合性を通じて判断することとされている。

お尋ねの久留米市の杉谷埋立地(第一処分場)(以下「第一処分場」という。)については、平成十二年十月二十五日、同市は、福岡県知事に対し、廃棄物処理法第九条の三第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をしており、同知事は、当該届出の内容が基準省令に適合するものと判断し、同条第三項の規定による計画の変更又は廃止を命じていないことから、同市は、同条第四項の規定により、同年十二月二十五日以降は、第一処分場を設置することができるものである。

なお、お尋ねの「廃棄物処理施設構造指針」は、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について(昭和五十四年九月一日付け厚生省環境衛生局水道環境部長通知)」の「廃棄物最終処分場指針」を指すものと解されるところ、同指針は、一般廃棄物最終処分場に対する国の補助金の交付についての要件等を定めたものである。

(四)について

第一処分場の構造上の安全性については、廃棄物処理法の規定に基づき、福岡県知事が基準省令に適合するものと判断しており、政府としては、見解を述べる立場にないものと考えている。

(五)について

また、お尋ねのような立地条件での最終処分場の設置の前例については、把握していない。最終処分場の立地については、最終処分場の

設置が基準省令に適合するものである場合には、御指摘のような水源地であっても、特段の問題はないものと考えている。

また、第一処分場については、適切な遮水工を設置した上で、処分場内の保有水は公共下水道に放流することとされており、周辺の公共用水域の汚染は生じないものと考えている。

なお、水源地の定義が不明確であるため、お尋ねのような最終処分場の設置の前例があるかどうかについては、承知していない。

(六)について

第一処分場については、久留米市が杉谷埋立地(第二処分場)と別個の施設として廃棄物処理法第九条の三第一項の規定による届出を福岡県知事に行っていることから、(二)について述べたとおり、同市は、廃棄物処理法上、適法に第一処分場を設置することができるものと考えている。また、御指摘の第一処分場建設に対する補助金の交付の決定は、その交付の申請が補助金の交付の目的及び要件に照らして適正と認められたことから行ったものである。

(七)について

廃棄物処理法第九条の三第九項の規定により、都道府県知事は、市町村の設置する一般廃棄物処理施設が基準省令等に適合しないと認めるときは、その設置者又は管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることとされている。

お尋ねの高良内町内野地区の一般廃棄物最終処分場については、福岡県知事がその構造及び久留米市による維持管理は基準省令等に適合し

ているものと判断してきており、政府として、見解を述べる立場にないものと考えている。

平成十三年三月、日提出
質問 第三六号

尖閣諸島魚釣島の野生化ヤギ問題に関する質問主意書

提出者 川内 博史

尖閣諸島魚釣島の野生化ヤギ問題に関する質問主意書

尖閣諸島魚釣島において、その領有権を主張する日本の民間政治団体が、一九七八年に故意に放逐したヤギが増殖し、現在では数百頭にも及ぶまでに増加している。その影響は、植物の喪失による陸上生態系の崩壊から、さらには流出した土砂による付近近海の汚染にまで及ぶものであり、今後、現在の状況が続けば、尖閣諸島の貴重な自然は著しく破壊され、島に生息する動植物は遠からず絶滅を免れないと考えられ、その対策は緊急を要するところである。

従って、次の事項について質問する。

一 魚釣島におけるヤギの異常増殖により、生態系が破壊され、あるいは大量の土砂流出が起きているというのを政府は把握しているのか。
二 右の事実を認識していれば、東京都が一九九七年から小笠原諸島で行っている、ヤギの大きな除去事業のように、魚釣島においても、生態系を守るために、ヤギの除去を実施すべきと考え、これに対する見解を明らかにせよ。

三 尖閣諸島は、我が国固有の領土であるが、そ

の実効的な支配を担保するためにも、本件については前向きな取組みを要するものと考え、これに対する見解を明らかにせよ。
右質問する。

内閣衆質一五一第三六号
平成十三年三月三十日

内閣総理大臣 森 喜朗
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員川内博史君提出尖閣諸島魚釣島の野生化ヤギ問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川内博史君提出尖閣諸島魚釣島の野生化ヤギ問題に関する質問に対する答弁書

及び二について

尖閣諸島魚釣島におけるヤギの生息状況及びその影響を具体的に把握しておらず、当該ヤギの除去の要否について判断できる状況にない。三について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。我が国としては、尖閣諸島を巡り他の国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在していないと考えており、尖閣諸島の実効的な支配を担保することを目的として、ヤギの除去等の措置を講ずることが必要であるとは考えていない。

平成十三年三月六日提出
質問 第三九号

ベルー共和国前大統領アルベルト・フジモリ氏に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

ベルー共和国前大統領アルベルト・フジモリ氏に関する質問主意書

現在我が国に滞在するベルー共和国前大統領、アルベルト・フジモリ氏(以下、フジモリ氏という)に対して、大統領在任中の人権抑圧の責任、反対派の迫害、政権要人による広範な不正蓄財等により、即時帰国して国民の前で真実を明らかにするべきだとのベルー国内世論が高まっている。政府の見解によればフジモリ氏は日本国籍を保持していることが確認されたが、我が国に滞在することにはなんら問題がないとのことであるが、同氏がベルー国民の強い要求にもかかわらず自身に對する種々の疑惑から逃れる形で日本に滞在し続けることは同国と我が国との外交関係に重大な影響を及ぼす懸念がある。本問題に関して政府の見解をたずねるため以下質問する。

一 フジモリ氏の日本国籍について

1 政府は日本国籍と外国籍を併せ持つ、いわゆる二重国籍者についてどのように把握されているのか、明らかにされたい。

2 政府はフジモリ氏の日本国籍保持という事実をいつから承知していたのか、明らかにされたい。また、二〇〇〇年一月二日にフジモリ氏自身により日本国籍保持の認識が表明されたが、それ以降の確認作業は、いつどのように行われたか、その事実関係を明らかにされたい。

にされたい。

3 フジモリ氏は二〇〇〇年一月二七日に来日し、その後二月二日に日本国籍が確認された旨の発表がされたことと承知している。その間、ベルー国会では二月二日(現地時間)に大統領の罷免決議がなされ、翌二日(同上)には後継大統領が就任している。来日後国籍確認に至るまでの間、同氏はいかなる滞在資格により滞在していたのか、明らかにされたい。

4 一九九〇年七月にフジモリ氏はベルー共和国大統領に就任している。フジモリ氏がいわゆる日系人であることは当初より公知の事実であったと考えるが、日本政府はその就任時点でフジモリ氏の国籍を確認したのか。もし確認を怠ったのであれば職務怠慢であると考へるがいか。また、その時点で政府がフジモリ氏の日本国籍保持を確認していたのであれば、国籍法第十六条第二項に基づき国籍喪失の宣言を行ったのか明らかにされたい。もし行わなかったのであれば、その理由並びにどのような場合にこの条項に基づく宣言がありうるのか、明らかにされたい。

5 外国の外交官および外国公館職員はそれぞれ「外交」公用の在留資格をもって本邦に在留し、これらの者が着任する場合あるいは任務を離れて在留を継続する場合に、当該国在京大使館の口上書による着任、離任等の通知および地位変更の要請を受けてから、本邦における在留資格等法的地位の変更等許可行為を政府が行うものと承知している。フジモリ氏の場合についても、この間にその法的地位に変更があったと考えるが、ベルー共和国在京大使館から同氏の大統領職の離任、解任等の通知および地位変更の要請を受けたのか。受けているのであれば、その日時および内容を明らかにされたい。万が一受けていないのであれば、同氏が大統領職を離れたことをいかなる手段をもって確認したのか、またベルー共和国在京大使館の通報および要請を受けずに法的地位変更を行ったのであれば、その理由を明らかにされたい。

二 フジモリ氏の件に関するベルー政府との協力について

1 ベルー政府より日本政府に対して、行政レベルでの捜査協力要請は行われたか。行われた場合には要請の詳細な内容と政府の対応について明らかにされたい。協力要請ではなく、打診のみが行われた場合には、その打診内容及び政府の回答について明らかにされたい。

2 ベルー司法当局より司法レベルでの協力の要請が行われたかどうか政府は承知しているか。承知しているとしたらその把握しているところを明らかにされたい。

3 ベルー国内では、モンテシーノス元大統領顧問を調査しているベルー国会の委員会がフジモリ氏の喚問を追求していた件に関連し、日本政府は昨年十二月二日に駐日ベルー大使館を通じて抗議を提出したと報道されている。抗議した事実はあるのか。また、その内容はいかなるものであったのか、明らかにされたい。また、ベルー国会の調査委員会による日本政府への協力要請に対し、政府は国内

法により司法当局以外の機関による要請は受けられない旨回答したとも報道されている。これは事実か。事実であれば、その法的根拠を明らかにされたい。さらには、日本政府は捜査協力に関連してベルー側が提出する文書を日本語で作成するように要求したとも報道されている。これは事実か。事実であれば、その法的根拠を明らかにされたい。

4 フジモリ氏については、現在も警察による身近警護が提供されていると聞く。このことの法的根拠を明らかにされたい。

5 フジモリ氏のなした人権侵害の事実が明らかにになり、ベルー政府からフジモリ氏の身柄引渡請求がなされた場合、政府はどのように対応されるのか。政府の見解をお示しいただきたい。

6 フジモリ氏のような重国籍者の場合、重国籍者の一方の本国が他方の本国に対して国際請求をなしかどうかを判断するにあたって、二つの国籍のうちどちらがより実効的な国籍であるかを考慮すべき、とする国際法の有力な学説がある。また、我が国の逃亡犯罪人引渡法はそもそも二重国籍を想定しておらず、日本国民の引渡しを条約が存在する場合に限定するその規定は形式的に解釈すべきではない。したがってベルーの大統領まで務め、その実効的国籍がベルーであることは明らかであるフジモリ氏が形式的に日本国籍を有していることはフジモリ氏をベルーに引き渡すことの障害にはならないと考へるがいかがか。

7 日本は、拷問事件の容疑者が自国の管轄下

の領域で発見された国は容疑者を引き渡さないののであれば自国内で訴追する義務がある(第七條及び第八條)旨を定めた拷問等禁止条約を批准している。アムネスティ・インターナショナルのビエール・サネ事務総長も本件に関連して日本がこの義務を負うことに注意を喚起していると聞くが、今後フジモリ氏の拷問事件への関与が十分に明らかになった場合、政府は身柄引渡しを国内訴追のいずれかを迫られることになるかと考えるが相違ないか。

三 ペルーとの二国間関係及び国際社会における我が国の地位に及ぼす影響について

今日の世界では軍事力の有効性が相対的に低下し、いわゆる「ソフト・パワー」の重要性が相対的に増している。軍事力に頼らない外交を国是とする我が国にとって、このようなソフト・パワーの増強に意を用いなければならないことは言うまでもない。そしてソフト・パワーの重要な要素は、その国が持つ魅力であり、諸国に尊敬の念を持たれることである。

1 フジモリ政権についてはペルー国内を中心に、人権侵害を重ね、民主主義制度を次々に骨抜きにし、軍・警察の情報部門を党派的道具として反対派を迫害しているとの糾弾の声が多々聞かれる。政府はそういった迫害等の事実を把握されているのか、明らかにされたい。

2 1の事実を把握されているのであれば、何故そのような政権に対して様々な形での援助を続けてきたのか、その理由も併せて明らかにされたい。

3 1の事実を把握されていないとしたならば、外務省の国際世論の動向に関する情報収集能力に疑問を抱かせる出々しき事態と考えるが、そういった声が聞こえる中で援助を続ける政府の姿勢が「日本は人権と民主主義の重視を言いながら口先で言っているに過ぎない」との印象を世界に抱かせ、さらに今になってフジモリ氏に日本国籍を認めたことが「日本はフジモリ氏をかくまっていた」との印象を世界に与えることとなり、そのことは日本の理念の力、日本の魅力を大きく損ない、我が国の利益を著しく損なう事態にあると考えるが、これについて政府の見解をうかがいたい。

4 今後の捜査の展開により迫害の事実が公のこととなった場合、政府はいかにして世界からの信頼の回復を図るつもりか、明らかにされたい。

5 ペルーのカルデロン検事総長はさる二月二十八日、フジモリ氏を大統領の職責を放棄・不履行の罪でペルー最高裁判所に刑事訴追し、また同氏の不正蓄財についての当局による捜査も継続している旨承知している。政府はこのような状況の中で、前記のような国際的批判の動きあるいは日本・ペルー両国の友好関係保持といった諸要素を勘案し、フジモリ氏に対しペルーへの自発的な出国を説得する用意はないのか、明らかにされたい。

四 ビクトル・アリト・ミ前在京ペルー大使について
1 前在京ペルー大使であるビクトル・アリト氏は、大使解任後も日本にとどまっている

と聞く。日本国籍を所持していないと思われる同氏の現在の滞在資格は何か、明らかにされたい。

2 同氏について、政府はペルー共和国在京大使館の口上書などにより大使解任の通知および法的地位変更の要請を受けたのか。受けている場合には、その日時および内容を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一五一第二九号
平成十三年三月三十日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員辻元清美君提出ペルー共和国前大統領アルベルト・フジモリ氏に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出ペルー共和国前大統領アルベルト・フジモリ氏に関する質問に対する答弁書

一の1について

市区町村長は、当該市区町村に本籍を有し又は有することとなる者について、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四十九条の出生の届出等を受理し、戸籍の記載手続を完了したときは、その届書等を法務局若しくは地方方法務局又はその支局に送付することとされている。また、市区町村長は、戸籍事務の処理に際し、国籍法(昭和二十五年法律第四十七号)第十四条第一項の規定により国籍の選択をすべき者が同項に定める期限内にその選択をしていないと

いと思料するときは、その者の氏名、本籍等を法務局又は地方方法務局長に通知しなければならないこととされている。これらの手続により、政府として日本国籍のほかに外国の国籍を有している者を把握することが可能である。

一の2について

昨年十一月下旬から十二月上旬にかけて、アルベルト・フジモリ氏(以下「フジモリ氏」という。)が出生により日本国籍を取得したか否か及び日本国籍を取得した場合に当該日本国籍を喪失していないか否かについて、国籍法に照らして確認作業を進めた結果、昨年十二月十一日までにフジモリ氏が日本国籍を保持しているという事実を確認したものである。

一の3について

フジモリ氏は、来日後日本国籍が確認されるまでの間「外交」の在留資格をもって滞在していた。

一の4について

フジモリ氏がペルーの大統領に就任した時点においては、フジモリ氏の日本国籍の有無を確認していない。

なお、その時点で、フジモリ氏の国籍の確認を必要とする事情は存在しなかった。

一の5について

在本邦ペルー大使館からは、昨年十一月十九日にフジモリ氏が大統領職を四十八時間以内に辞任するとの報告は受けたが、解任の通知又は地位変更の要請は受けていない。フジモリ氏が同月二十二日に大統領職を罷免されたことは在ペルー日本大使館からの情報により確認した。

フジモリ氏は、昨年十二月二十二日にペルー国会により大統領職を罷免された後も引き続き「外交」の在留資格で滞在していたが、その後同氏が当面我が国に滞在する可能性に言及したことを受けて、その法的問題の整理の一環として日本国籍の有無の確認作業を行った結果、日本国籍を有していることを確認したものである。

ペルー政府から、フジモリ氏を被疑者とする同国の刑事事件について、国際捜査共助法(昭和五十五年法律第六十九号)に定める共助の要請その他の捜査上の協力要請を受けた事実はない。

なお、ペルーの国家情報局顧問であったモンテシノス氏を被疑者とする同国の刑事事件については、昨年十二月十三日国際刑事警察機構から協力要請を受け、また、本年二月二日同国政府から共助の要請を受けているところであり、被疑事実の内容及び同国内で採られている手続について照会等を行うとともに、外国に対する共助等を行う際の要件、手続等を定める国際捜査共助法に照らして、我が国としての対応を検討しているところである。これらの要請の詳細については、外国当局の刑事事件の捜査にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の2について

ペルー司法当局から、フジモリ氏に対する同国の刑事被告事件について、司法共助の要請を受けた事実はない。なお、本年二月十五日ペルー司法当局から、チャールス・アセロール・コクラン等に対する国家及び国家防衛に対する罪等に関する同国の刑事被告事件について、フ

ジモリ氏の証人尋問を求める司法共助の要請は受けている。

御指摘のペルー国会の委員会によるフジモリ氏の喚問に関連し、在本邦ペルー大使館を通じて抗議した事実はない。

ペルー国会の調査委員会による我が国政府への協力要請としては、在本邦ペルー大使館を通じてフジモリ氏に対する召喚状の転送要請があった。当該召喚状は、ペルーの国内法上手交することにより証人に対して出頭の義務が生じるものであるが、我が国の国内法上このような文書の送達要請に対応する法的枠組みは存在しないことから、在本邦ペルー大使館を通じて当該召喚状のフジモリ氏に対する転送はできない旨を回答した。

捜査共助は、被要請国の捜査機関によって実施され、また、その実施に当たっては被要請国の司法当局の審査を経る場合も多いことから、要請国において被要請国が求める言語による翻訳文を作成して送付することが国際的慣行となっており、第四十五回国連総会で採択された刑事関係共助に関するモデル条約においても、要請国が翻訳文を添付すべきであるとの規定がある。このような慣行に従って、我が国は他国への要請に当たって翻訳文を添付する一方、我が国に捜査共助を要請する国に対し翻訳文の添付を求めている旨をペルー政府に伝達し、同政府は翻訳文の作成を異議なく了承したものである。なお、従前我が国からペルーに対して捜査共助を要請した際に、スペイン語による翻訳文を作成して添付した経緯がある。

二の4について
一般論として、警察による警護の法的根拠は警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項である。

二の5について
お尋ねの点は、仮定の事実を前提としたものであり、お答えすることは困難である。

なお、一般論としていえば、外国からの逃亡犯罪人引渡請求については逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)に照らして引渡しの可否を判断することとなるが、同法は、引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合に当該行為が日本国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものでないとき(同法第二条第四号)、逃亡犯罪人が日本国民であるとき(同法第九条等)には、当該逃亡犯罪人を引き渡してはならないと定めている。

二の6について

一般に、自国の領域内にいる人物をいかなる場合に外国に引き渡すかについては、各国の判断にゆだねられている。逃亡犯罪人引渡法は、逃亡犯罪人が日本国民であるときは外国に引き渡してはならない旨を定めているので、日本国民については、その者が同時に外国の国籍を有するか否かにかかわらず、引き渡すことはできない。

二の7について

御指摘の拷問事件とは何を指すかが明らかでなく、また、仮定の事実を前提としたお尋ねであるので、お答えすることは困難である。

三の1から3までについて

ペルーにおいては、フジモリ政権発足前はテロリストによるテロ活動により多くの人命が失われていたが、フジモリ氏は大統領就任後、テロ対策及び治安の回復のために軍、警察及び情報機関を動員し、治安を改善した。他方、国際社会においては、ペルーの人権状況に懸念を呈する意見もあることは承知している。政府としては、明治六年に中南米諸国の中で最も早く外交関係を樹立して以来ペルーとの間で友好協力関係を築いてきたこと及び明治三十二年のペルー移住者を最初として現在約八万人に上る日系人が同国に在住するようになったことを背景として、フジモリ政権発足以前から、経済発展を支援し、貧困等の社会問題を緩和することを目的として、同国に対する援助を行ってきたものである。

フジモリ氏の国籍等については、我が国の法令に従って対応したものであり、このことによつて国益が損なわれているとは考えていない。また、政府としては、ペルーの政治的安定と民主主義が強化されるよう、対ペルー政策を変更することなく、同国の経済社会開発を引き続き支援していく考えである。

三の4について

仮定の事実を前提としたお尋ねであり、お答えすることは困難である。

三の5について

政府として私人である日本国民の出国について働きかけを行うことは困難である。

四の1について

ビクトル・アリトミ氏は在本邦ペルー大使の

平成十三年四月三日 衆議院會議録第二十号 議長の報告

任務終了後私人として我が国に滞在しているものであり、同氏の在留資格については、個人のプライバシーにかかわるものであることから、答弁を差し控えたい。

四の2について
昨年十二月十九日付けの在本邦ペルー大使館発口上書により、アリトミ大使の任務は終了している旨の通報を受け、同月二十日付け同大使館発口上書により、同氏の在留資格変更の要請を受けている。

平成十三年三月二十三日提出
質 問 第 五 一 号

東京都多摩市桜ヶ丘庭園跡地施設建設予算の繰り越しに関する質問主意書

提出者 保坂 展人

東京都多摩市桜ヶ丘庭園跡地施設建設予算の繰り越しに関する質問主意書

厚生労働省(旧厚生省)は平成十一年度第二次補正予算として、介護予防拠点整備事業費三百億円を計上した。東京都多摩市はそれを受け平成十二年一月、さくら公園(多摩市桜ヶ丘三丁目一番地)をデイサービスセンター建設予定地として、六千九百七十万円の同補助金交付申請を行った。厚生労働省は同年四月三日、平成十二年度中の施設整備完了を条件に内諾の旨多摩市に通知した。

その後、多摩市は建設予定地及び予算を変更し、厚生労働省は十二月十四日交付を決定した。この間、十月三日に変更建設予定地とされた桜ヶ丘庭園(街区公園、多摩市桜ヶ丘三丁目一番地)の全廃を告示し、同月三十一日建築確認申請を行

い、十二月六日ようやく確認済証の交付を受けた。そこで平成十三年一月十日より実質的な工事に入ったが、完成予定は同年五月二十六日との変更後計画を東京都に事故報告書で行った。多摩市は、建設予算の繰越明許を補正予算として市議会平成十三年第一回定例会において提案し、この補正予算をめぐる質疑の中で国及び東京都は事故繰越になるとの説明が行われた。

予算に関する問題のため、取り急ぎ以下を質問する。国会法所定の答弁期間内に答えられたい。
一 多摩市は前述の議会で東京都及び国は前述補助金について事故繰越をすると答弁しているが、事故繰越の定義及び該当要件について説明を求めたい。

二 単年度の会計処理原則の下で国の十一年度予算を、いかにすれば十三年度まで繰り越すことが可能か説明を求めたい。

三 多摩市は東京都に年度内完成が不可能であることから事故報告書を出し、次年度への事業の繰越を繰越明許に求めたが、質問一、二との整合性がとれるのか説明を求めたい。

四 補助金の繰越について多摩市は「特例中の特例」としているが、本来このようなことが可能か否か、可能であればいかなる条件か説明を求めたい。

右質問する。

内閣衆質一五一第五一号

平成十三年三月三十日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出東京都多摩市桜ヶ丘

庭園跡地施設建設予算の繰り越しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員保坂展人君提出東京都多摩市桜ヶ丘庭園跡地施設建設予算の繰り越しに関する質問に対する答弁書

一 について
国の予算において、いわゆる事故繰越とは、

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十二条ただし書に基づき、歳出予算の経費の金額のうち年度内に支出負担行為を行い、かつ、避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)を翌年度に繰り越して使用することをいい、同法第四十三条に基づいて、各省各庁の長が繰越計算書を作製し、事項ごとにその事由及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を経て行うことができるものである。

なお、御指摘の事例については、同条の規定に基づく承認の申請は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十八条第一項に基づき東京都知事が行うこととされており、また、その承認に関する事務は、同法第四十六条の二の規定に基づき財務大臣から関東財務局長に委任されている。

二 について
国の予算については、いわゆる単年度主義が採られているが、財政法第十四条の三第一項は「歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らな

い見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる」と規定しており、同項に基づいて繰越明許費とされた経費は、歳出予算として計上された会計年度の翌年度に使用することができ、同法第四十二条ただし書の要件を満たした場合に、更にその翌年度に繰り越して使用することができ。したがって、平成十一年度の国の予算を平成十三年度に繰り越すことはあり得るものである。

三 について

御指摘の事例に係る社会福祉施設等施設整備費補助金及び社会福祉施設等設備整備費補助金(介護予防拠点整備事業費)については、平成十一年度予算において繰越明許費とされ、平成十二年度に繰り越されたものであり、さらに、本年二月十五日付けで多摩市から一部住民の施設建設に対する反対運動のために平成十二年度内の工事完成が不可能となった旨の報告を受けた東京都が、本年三月二十七日付けで関東財務局長に対して財政法第四十二条ただし書に規定する事故繰越の承認申請を行ったものである。

なお、御指摘の事例に係る多摩市の予算の次年度への繰越しについては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第一項に基づき平成十三年度に繰り越して使用する繰越明許費として補正予算案に計上され、市議会の承認を受けたものであると承知している。

四 について

一 についてから三についてまで述べたとおり、国の予算については、財政法第十四条の三第一項に基づいて繰越明許費とされた経費が翌

年度に繰り越され、その繰り越された経費が更に同法第四十二条ただし書の要件を満たす場合に、平成十一年度の補助金を平成十三年度に執行することは可能である。

(答弁通知書受領)

一、去る三月三十日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の目的に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年五月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律

(航空事故調査委員会設置法の一部改正)

第一条 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

航空・鉄道事故調査委員会設置法

第一条中「航空事故の原因を」「航空事故及び鉄道事故の原因に」「行なわせる」を行なわせるとともに、これらの事故の兆候について必要な調査を行わせるに、「航空事故調査委員会」を

「航空・鉄道事故調査委員会」に、航空事故の防止を、航空事故及び鉄道事故の防止に改める。

第二条中「航空事故調査委員会」を「航空・鉄道事故調査委員会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条の二 この法律において「航空事故」とは、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七十六条第一項各号に掲げる事故をいう。

2 この法律において「航空事故の兆候」とは、機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。

3 この法律において「航空事故等」とは、航空事故及び航空事故の兆候をいう。

4 この法律において「鉄道事故」とは、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十一号)第十九条の列車又は車両の運転中における事故及び専用鉄道において発生した列車の衝突又は火災その他の列車又は車両の運転中における事故並びに軌道において発生した車両の衝突又は火災その他の車両の運転中における事故であつて、国土交通省令で定める重大な事故をいう。

5 この法律において「鉄道事故の兆候」とは、鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。

6 この法律において「鉄道事故等」とは、鉄道事故及び鉄道事故の兆候をいう。

第三条第一号を次のように改める。

一 航空事故の原因を究明するための調査を行うこと。

第三条第四号中「前三号を」「前各号に」「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「航空事故の下に」「及び鉄道事故を加え、同号を同条第六号とし、同条第二号中「航空事故調査」を「前各号の調査」に改め、「航空事故」の下に「及び鉄道事故」を加え、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 航空事故の兆候について航空事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。

三 鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと。

四 鉄道事故の兆候について鉄道事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。

第五条第一項中「四人を」「九人」に改め、同条第二項中「二人を」「四人」に改める。

第六条第四項第四号中「前号を」「前二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 鉄道事業者若しくは軌道経営者若しくはは

鉄道若しくは軌道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

第九条第二項中「二人を」「四人」に改める。

第十三条第一項中「航空事故」を「航空事故

等又は鉄道事故等(以下「事故等」という。)の「に」「当該航空事故」を「当該事故等」に、「航空事故調査」を「調査(以下「事故等調査」という。)」に改め、同条第二項中「航空事故調査」を「事故等調査」に改める。

第十四条第二項中「航空事故調査官」を「事故調査官」に改める。

第十五条の見出しを「(事故等調査)」に改め、同条第一項中「航空事故調査を行なう」を「第三号第一号及び第二号に規定する調査を行なう」に改め、同条第二項中「航空事故調査を行なう」を「事故等調査を行なう」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「航空事故」を「航空事故等」に、「関係者」を「航空事故等関係者」に改め、同項第六号中「航空事故」を「事故等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「航空機その他の航空事故に」関係のある物件を「関係物件」に改め、同号を同項第四号中「航空機その他の航空事故に」関係のある物件を「関係物件」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「航空事故」を「事故等」に改め、「航空機」の下に、「鉄道施設」を、「物件」の下に「(以下「関係物件」という。)」を加え、「関係者」を「航空事故等関係者若しくは鉄道事故等関係者(以下「関係者」という。)」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 鉄道事業者、軌道経営者、列車又は車両に乗務していた者、鉄道事故に際し人命の救助に当たつた者その他の鉄道事故等の関係者(以下「鉄道事故等関係者」という。))か

ら報告を徴すること。

第十五条第三項中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同条第四項中「第二項第二号」を「第二項第三号」に改める。

第十六条(見出しを含む)中「航空事故」を「事故等」に改め、同条中「第二項の下に」若しくは第七十六條の二若しくは鉄道事業法第十九條若しくは第十九條の二を加える。

第十七条第一項中「航空事故調査を行なう」を「事故等調査を行なう」に、「航空事故について」を「事故等について」に改め、同条第二項中「航空事故」を「事故等」に、「第十五条第二項第二号」を「第十五条第二項第三号」に改め、同条第三項中「航空事故が」を「事故等が」に、「当該航空事故を」を「当該事故等」に、「航空事故調査を」を「事故等調査」に改める。

第十八条中「航空事故調査を」を「事故等調査」に改める。

第十九条第一項中「航空事故調査を」を「事故等調査」に、「当該航空事故を」を「当該事故等」に改め、同条第二項中「航空事故調査を」を「事故等調査」に、「当該航空事故を」を「当該事故等」に改め、同条第三項中「航空事故を」を「航空事故等又は旅客を運送する鉄道事業若しくは軌道事業の用に供する鉄道若しくは軌道において発生した鉄道事故等」に改める。

第二十条第一項中「航空事故調査を」を「事故等調査」に、「当該航空事故を」を「当該事故等」に改め、同条第三項中「航空事故調査を」を「事故等調査」に改める。

第二十一条第一項中「航空事故調査を」を「事故等調査」に改め、「に基づき、航空事故」の下に

「又は鉄道事故」を加える。

第二十一条中「航空事故」の下に「又は鉄道事故」を加える。

第二十五条中「各号の一」を「各号のいずれかに、三万円を、三十万円に改め、同条第一号中「第十五条第二項第一号の下に」若しくは第二号を加え、同条第二号中「第十五条第二項第二号」を「第十五条第二項第三号」に改め、同条第三号中「第十五条第二項第三号」を「第十五条第二項第四号」に改め、同条第四号中「第十五条第二項第四号」を「第十五条第二項第五号」に改め、同条第五号中「第十五条第二項第五号」を「第十五条第二項第六号」に改める。

(鉄道事業法の一部改正)

第一条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「重大な事故を、列車若しくは車両の運転中における事故、鉄道による輸送に障害を生じた事態、鉄道に係る電気事故」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十九條の二 鉄道事業者は、前条に定めるもののほか、同条の国土交通省令で定める列車又は車両の運転中における事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、遅滞なく、事態の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第三十八條中、「第十九條を」から第十九條の二までに、「第四号から第六号までを」第五号から第七号までに改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第三条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十五号中「及び運転事故を削り、同号の次に次の一号を加える。

七十五の二 鉄道、軌道及び索道に関する事故の原因を究明するための調査並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査に関すること。

第四条第百一十一号中「航空機に関する事故の」を「航空事故の原因を究明するための調査及び航空事故の兆候についての必要な」に改める。

第六条第二項の表航空事故調査委員会の項名称の欄中「航空事故調査委員会」を「航空・鉄道事故調査委員会」に改め、同項法律の欄中「航空事故調査委員会設置法」を「航空・鉄道事故調査委員会設置法」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 委員のうち二人は、非常勤とする。
第十七条第一項中「により選任する」を「によって常勤の委員のうちからこれを定める」に改め、同条第三項中「代理する」の下に「常勤の」を加える。

第十八条第四項及び第二十一条第三項中「委員」を「常勤の委員」に改める。

第三十五条第一項中「第七十三号」の下に「から第七十五号まで、第七十五号の二(航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。)、第七十六号」を加える。

第三十八条第一項中「航空事故調査委員会を」を「航空・鉄道事故調査委員会」に、「航空事故調査」を「航空・鉄道事故調査委員会設置法第三

条第一号及び第二号に規定する調査」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(任命のために必要な行為)

第二条 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる航空・鉄道事故調査委員会の委員については、航空・鉄道事故調査委員会設置法第六条第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、前条の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行うことができる。

(委員の任命手続の特例)

第三条 航空・鉄道事故調査委員会設置法第六条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる航空・鉄道事故調査委員会の委員の任命について準用する。
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の六中「航空事故調査委員会」を「航空・鉄道事故調査委員会」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四 運輸審議会の常勤の委員

第一条第二十四号中「航空事故調査委員会」を「航空・鉄道事故調査委員会」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十四の二 運輸審議会の非常勤の委員
別表第一官職名の欄中「航空事故調査委員会

委員長を「航空・鉄道事故調査委員会委員長」に、「航空事故調査委員会」を「航空・鉄道事故調査委員会」に、「運輸審議会委員」を「運輸審議会の常勤の委員」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第五条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第七項中「航空事故調査委員会設置法」を「航空・鉄道事故調査委員会設置法」に、「発生した航空事故」を「発生した同法第二条の二第三項の航空事故等」に、「航空機」を「航空機と」、「航空機と衝突し、又は接触したことにより」を「航空機との間に」に改め、同条第八項中「航空事故」を「航空事故等」に、「航空事故調査委員会」を「航空・鉄道事故調査委員会」に改める。

理 由

航空事故及び鉄道事故の防止に寄与するため、航空事故調査委員会を航空・鉄道事故調査委員会に改組し、航空事故及び鉄道事故の原因を究明するための適確な調査並びにこれらの事故の兆候について必要な調査を行わせるための体制を整備するとともに、重大な鉄道事故が発生するおそれがあると認められる事態について鉄道事業者に届出義務を課す等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、航空事故及び鉄道事故の防止に寄与するため、所要の措置を講じようとするもの

で、その主な内容は次のとおりである。

1 航空事故調査委員会設置法について、題名を航空・鉄道事故調査委員会設置法に改め、同法の目的に鉄道事故の防止に寄与することを追加することとし、航空事故調査委員会の名称を航空・鉄道事故調査委員会(以下「委員会」という。)に改めること。

2 委員会の所掌事務に、鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと、航空事故及び鉄道事故の兆候についての調査を行うこと、鉄道事故の防止のため講ずべき施策について勧告・建議すること等を追加すること。

3 委員会の組織を、現行の委員長及び委員四人の体制から、委員長及び委員九人の体制に増強すること。

4 委員会は、鉄道事故の原因を究明するため調査及び事故の兆候についての調査を行うため必要があると認めるときは、関係者から報告を徴すること等の処分をすることができることとする。

5 鉄道事業法について、鉄道事業者は、鉄道事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生したと認めたときは、遅滞なく、事態の種類、原因等を国土交通大臣に届け出なければならぬこととする。

6 国土交通省設置法について、航空事故調査委員会の名称及び所掌事務の変更に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

7 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、航空事故及び鉄道事故の防止に寄与

するための措置として妥当なものと認めるが、航空・鉄道事故調査委員会は、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる等の事由により必要があると認めるときは、事故等調査の経過の報告及び公表を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

なお、本修正は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合、保守党及び21世紀クラブの共同提案により行われたものであり、日本共産党の提案に係る修正案は、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 国会法第五十七条の二の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して国土交通大臣より日本共産党提案に係る修正案については、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

四 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十三年度一般会計予算(国土交通省所管)に、約一億五千七百万円が計上されている。

右報告する。

平成十三年三月三十日

国土交通委員長 赤松 正雄

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(航空事故調査委員会設置法の一部改正)

第一条 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八

年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

航空・鉄道事故調査委員会設置法

第一条中「航空事故の原因を」を「航空事故及び鉄道事故の原因」に、「行なわせる」を「行わせる」とともに、これらの事故の兆候について必要な調査を行わせるに、「航空事故調査委員会」を「航空・鉄道事故調査委員会」に、「航空事故の防止」を「航空事故及び鉄道事故の防止」に改める。

第二条中「航空事故調査委員会」を「航空・鉄道事故調査委員会」に改め、同条の次に次の条を加える。

(定義)

第二条の二 この法律において「航空事故」とは、航空法(昭和二十七年法律第二百一十一号)第七十六条第一項各号に掲げる事故をいう。

2 この法律において「航空事故の兆候」とは、機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。

3 この法律において「航空事故等」とは、航空事故及び航空事故の兆候をいう。

4 この法律において「鉄道事故」とは、鉄道事業法(昭和六十二年法律第九十二号)第十九条の列車又は車両の運転中における事故及び専用鉄道において発生した列車の衝突又は火災その他の列車又は車両の運転中における事故並びに軌道において発生した車両の衝突又は

火災その他の車両の運転中における事故であつて、国土交通省令で定める重大な事故をいう。

5 この法律において「鉄道事故の兆候」とは、鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。

6 この法律において「鉄道事故等」とは、鉄道事故及び鉄道事故の兆候をいう。

第三條第一号を次のように改める。

一 航空事故の原因を究明するための調査を行うこと。

第三條第四号中「第二号」を「前各号」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「航空事故の下に」及び「鉄道事故を加え、同号を同条第六号とし、同条第二号中「航空事故調査」を「前各号の調査」に改め、「航空事故の下に」及び「鉄道事故」を加え、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

一 航空事故の兆候について航空事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。

二 鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと。

四 鉄道事故の兆候について鉄道事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。

第五條第一項中「四人」を「九人」に改め、同条第二項中「二人」を「四人」に改める。

第六條第四項第四号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 鉄道事業者若しくは軌道事業者若しくは鉄道若しくは軌道の用に供する車両、信号

保安装置その他の陸運機器の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

第九條第二項中「二人」を「四人」に改める。

第十三條第一項中「航空事故の」を「航空事故等又は鉄道事故等（以下「事故等」という。）の」に、「当該航空事故」を「当該事故等」に、「航空事故調査」を「調査（以下「事故等調査」という。）」に改め、同条第二項中「航空事故調査」を「事故等調査」に改める。

第十四條第二項中「航空事故調査官」を「事故調査官」に改める。

第十五條の見出しを「（事故等調査）」に改め、同条第一項中「航空事故調査を行なう」を「第三條第一号及び第二号に規定する調査を行なう」に改め、同条第二項中「航空事故調査を行なう」を「事故等調査を行なう」に、「次の各号」を「次に」に改め、同項第一号中「航空事故の」を「航空事故等」に、「関係者」を「航空事故等関係者」に改め、同項第六号中「航空事故」を「事故等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「航空機その他の航空事故に

関係のある物件」を「関係物件」に改め、同号を同項第四号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「航空事故」を「事故等」に改め、「航空機」の下に「、鉄道施設」を、「物件」の下に「（以下「関係物件」という。）」を加え、「関係

者」を「航空事故等関係者若しくは鉄道事故等関係者（以下「関係者」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 鉄道事業者、軌道事業者、列車又は車両に乗務していた者、鉄道事故に際し人命の救助に当たつた者その他の鉄道事故等の関係者（以下「鉄道事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

第十五條第三項中「同項第一号」を「同項第三号」に改め、同条第四項中「第二項第二号」を「第二項第三号」に改める。

第十六條の見出しを「（航空事故）」を「事故等」に改め、同条第二項の下に「若しくは第七十六條の二若しくは鉄道事業法第十九條若しくは第十九條の二を加える。

第十七條第一項中「航空事故調査を行なう」を「事故等調査を行なう」に、「航空事故について」を「事故等について」に改め、同条第二項中「航空事故」を「事故等」に、「第十五條第二項第一号」を「第十五條第三項第三号」に改め、同条第三項中「航空事故が」を「事故等が」に、「当該航空事故」を「当該事故等」に、「航空事故調査を」を「事故等調査」に改める。

第十八條中「航空事故調査を」を「事故等調査」に改める。

第十九條第一項中「航空事故調査を」を「事故等調査」に、「当該航空事故」を「当該事故等」に改め、同条第二項中「航空事故調査を」を「事故等調査」に、「当該航空事故」を「当該事故等」に改め、同条第三項中「航空事故」を「航空事故等又は旅客を運送する鉄道事業者若しくは軌道事業者の

用に供する鉄道若しくは軌道において発生した鉄道事故等」に改める。

第二十條第一項中「航空事故調査を」を「事故等調査」に、「当該航空事故」を「当該事故等」に改め、同条第三項中「航空事故調査を」を「事故等調査」に改める。

第二十一條第一項中「航空事故調査を」を「事故等調査」に改め、「に基づき、航空事故」の下に「又は鉄道事故」を加える。

第二十二條中「航空事故」の下に「又は鉄道事故」を加える。

第二十五條中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十五條第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、同条第二号中「第十五條第二項第二号」を「第十五條第二項第三号」に改め、同条第三号中「第十五條第二項第三号」を「第十五條第二項第四号」に改め、同条第四号中「第十五條第二項第四号」を「第十五條第二項第五号」に改め、同条第五号中「第十五條第二項第五号」を「第十五條第二項第六号」に改める。

（別紙）

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、航空事故及び鉄道事故並びに重大なインシデントの原因を究明するための調査等に十分な実効をあげるため、次の事項について万全の措置を講ずるべきである。

航空・鉄道事故調査委員会は、委員会設置法

第四条の趣旨に則り独立性を確保し、公正中立な立場で適確に事故調査を行うこと。

一 航空・鉄道事故調査委員会は、事故再発防止に万全を期するため、経過報告など情報公開に努めるとともに、必要があると認めるときは、積極的に、事故防止のため講ずべき施策について勧告・建議すること。また、勧告・建議を受けた国土交通大臣、関係行政機関の長は、関係事業者への安全対策の指導・徹底など講ずべき施策を着実に実施すること。

二 航空・鉄道事故調査委員会と捜査機関は、国際民間航空条約の趣旨を尊重し、事故調査と犯罪捜査のそれぞれが適確に遂行されるよう、十分協力すること。

四 委員については、事故調査の中立・公正性を確保するために、適確な人材の選任を図ること。

五 適確な事故調査を行うために、研修、海外機関との情報交流などの方策を講ずることにより、事故調査官の資質の向上に努めること。

六 航空・鉄道事故調査委員会の予算及び定員については、事故調査が円滑に実施できるよう十分に確保するよう配慮すること。

七 航空・鉄道事故調査委員会は、今回の体制整備を契機として、更に徹底した原因究明と事故の再発防止を図ること。調査委員会の組織のあり方については、今回新たに整備される委員会の活動を踏まえ、その体制・機能の強化、陸・海・空にわたる業務範囲の拡大等の必要性につき検証したうえで、諸外国の例を参考にしつつ、今後の課題として検討を行うこと。

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案

右
国会に提出する。

平成十三年二月十六日

内閣総理大臣 森 喜朗

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律

(特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止)

第一条 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)は、廃止する。

(雇用対策法の一部改正)

第二条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 第三条の二を、第七条に、「第四条

条・第五条を、第八条・第九条に、「第六条・

第十条を、第十条・第十五条に、「第十一条・

第十二条を、第十六条・第十七条に、「第十三

条・第十八条を、第十八条・第二十三条に、「

「第六章 高年齢者等の職業の安定第十九条

第二十条の二」を、第六章 事業主による再就

職の援助を促進するための措置(第二十四条・

第二十六条)に、「第二十条の三 第二十四条」

を、第二十七条・第三十一条に改める。

第二十四条第一項中「五万円」を「三十万円」に

改め、同項第一号中「第二十一条第一項」を第

二十八条第一項に改め、同項第二号中「第二十

二条を、第二十九条に改め、同条を第三十一

条とする。

第二十三条の見出しを、「(適用除外)」に改め、

同条に次の一項を加える。

2 第六条、第七条、第十二条及び第六章の規

定は、国家公務員及び地方公務員について

は、適用しない。

第二十三条を第三十条とし、第二十二條を第

二十九条とする。

第二十一条を削る。

第二十条の二を第二十七条とし、同条の次に

次の一條を加える。

(大量の雇用変動の届出等)

第二十八条 事業主は、その事業所における雇

用量的変動(事業規模の縮小その他の理由に

より一定期間内に相当数の離職者が発生する

ことをいう。)であつて、厚生労働省令で定め

る場合に該当するもの(以下この条において

「大量雇用変動」という。)については、当該大

量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めると

ころにより、当該離職者の数その他の厚生労

働省令で定める事項を公共職業安定所長に届

け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動に

ついては、前項の規定は、適用しない。この

場合において、国又は地方公共団体の任命権

者委任を受けて任命権を行う者を含む。)は、

当該大量雇用変動の前に、政令で定めると

ころにより、公共職業安定所長に通知する

ものとする。

3 第一項の届出又は前項の通知があつたとき

は、国は、次に掲げる措置を講ずることによ

り、当該届出又は通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、相互に連絡を緊

密にしつつ、当該労働者の求めに応じて、

その離職前から、当該労働者その他の関係

者に対する雇用情報の提供並びに広範囲に

わたる求人の開拓及び職業紹介を行うこ

と。

二 公共の職業訓練機関において必要な職業

訓練を行うこと。

第十九条から第二十条の二までを次のように

改める。

(再就職援助計画の作成等)

第十九条 事業主は、その実施に伴い一の事業

所において相当数の労働者が離職を余儀なく

されることが見込まれる事業規模の縮小等で

あつて厚生労働省令で定めるところをいうと

するときは、厚生労働省令で定めるところに

より、当該離職を余儀なくされる労働者の再

就職の援助のための措置に関する計画(以下

「再就職援助計画」という。)を作成しなければ

ならない。

2 事業主は、前項の規定により再就職援助計

画を作成するに当たつては、当該再就職援助

計画に係る事業所に、労働者の過半数で組織

する労働組合がある場合においては、その労働

組合の、労働者の過半数で組織する労働組合

がない場合においては労働者の過半数を代表

する者の意見を聴かなければならない。当該

再就職援助計画を変更しようとするときも、

同様とする。

3 事業主は、前二項の規定により再就職援助

計画を作成するに当たつては、当該再就職援助

計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

4 公共職業安定所長は、前項の認定の申請があつた場合において、その再就職援助計画で定める措置の内容が再就職の促進を図る上で適当でないと認めるときは、当該事業主に対して、その変更を求めることができる。その変更を求めた場合において、当該事業主がその求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わないことができる。

5 第三項の認定の申請をした事業主は、当該申請をした日に、第二十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十条 事業主は、一の事業所について行おうとする事業規模の縮小等が前条第一項の規定に該当しない場合においても、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に関し、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により再就職援助計画を作成し、又は変更する場合について、同条第四項及び第五項の規定は前項の認定の申請があつた場合について準用する。
(円滑な再就職の促進のための助成及び援助)
第二十条の二 政府は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者(以下この条

において「援助対象労働者」という。)の円滑な再就職を促進するため、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十一条の雇用安定事業として、第二十四条第三項又は前条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画に基づき、その雇用する援助対象労働者に関し、求職活動をするための休暇(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)の付与その他の再就職の促進に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 政府は、雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に規定する事業の全部又は一部を雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

第六章中第二十条の二を第二十六条とし、第二十条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条とする。

「第六章 高齢者等の職業の安定」を「第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置」に改める。

第五章中第十八条を第二十三条とし、第十五条から第十七条までを五条ずつ繰り下げる。

第十四条第二項中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条中「つく」を「就く」に改め、「の各号」を削り、同条第五号中「行なう」を「行う」に改め、同条第六号中「給付金以外の給付金であつて」を「もののほか」に、「ものを」を「給付金」に改

め、同条を第十八条とする。

第十二条中「等の状況を考慮して」を「状況、円滑な再就職のために必要な技能の水準その他の事情を考慮して、事業主団体その他の関係者の協力の下に、一、確立するとともに、関係者の協力を得て」を「確立し、並びに」に、「技能の向上と」を「技能の向上及び職業の安定並びに」に、「とを」を「を」に改め、第四章中同条を第十七条とする。

第十一条第二項中「行なう」を「行う」に、「行なわれ」を「行われ」に改め、同条を第十六条とする。

第十条中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、第三章中同条を第十五条とする。

第九条を第十四条とし、第八条を第十三条とし、第七条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指針)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

第六条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣は、雇用情報を、求職者、求人者その他の関係者及び職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関その他の関係機関が、職業の選択、労働者の雇入れ、職業指導、職業紹介、職業訓練その他の措置を行うに際して活用することができるように提供するものとする。

第六条第三項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第十条とする。

第二章中第五条を第九条とする。

第四条第二項第二号中「前条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改め、同条を第八条とする。

第一章中第二条の二を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事業主の責務)

第六条 事業主は、事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るよう努めなければならない。

第七条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう努めなければならない。

第三条第一項中「達成するため」の下に、前条に規定する基本的理念に従つて「を」を加え、各号を削り、同項第一号中「つく」を「就く」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。

第三条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の二を第五号とし、同条を第四条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

第十三条中「第五節を」第六節に改める。
第十五条の二第一項中「職業訓練及び」の下に「職業能力検定並びに」を加え、「職業訓練、職

業能力検定等を受けるを、職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図るに改める。

第十五条の二中「第十条の二第二項を、第十条の三第二項に改める。

第二十四条第二項中「命令を」厚生労働省令に改める。

第三十条第三項第一号中「第六十二条第一項を、第四十四条第一項に改める。

第四十四条から第六十一条までを削る。

第六十二条第一項中「定める職種の下に」(以下この条において「検定職種」という。)を加え、同項ただし書中「当該職種を」検定職種に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項の技能検定(以下この章において「技能検定」という。)」を「技能検定に」、「行なうを」を行うに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の技能検定(以下この章において「技能検定」という。)の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。

第六十二条第四項を削り、第五章中同条を第四十四条とし、第六十三条を第四十五条とする。

第六十四条第二項中「技能検定試験を」第四十四条第三項の実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)に改め、同条第五項を削り、同条を第四十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくは

その連合団体又は民法第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの(合格の決定に関するものを除く。以下「試験業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一 職員、設備、試験業務の実施の方法その他の事項についての試験業務の実施に関する計画が、試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

2 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 試験業務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 不正な手段により第一項の規定による指定を受けたとき。

(報告等)

第四十八条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定試験機関に対してその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十五条を第四十九条とする。

第六十六条第一項中、厚生労働省令で定めるところにより「を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 技能検定に合格した者は、前項の規定により技能士と称するときは、その合格した技能検定に係る職種及び等級当該技能検定が等級に区分しないで行われたものである場合にあっては、職種を表示してするものとし、合格していない技能検定に係る職種又は等級を表示してはならない。

3 厚生労働大臣は、技能士が前項の規定に違反して合格していない技能検定の職種又は等級を表示した場合には、二年以内の期間を定めて技能士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第六十六条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(厚生労働省令への委任)

第五十一条 この章に定めるもののほか、技能検定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六十六条の二中「第六十九条第一項を、第五十五条第一項に改め、第六章第一節中同条を第五十二条とし、第六十七条を第五十三条とし、第六十八条を第五十四条とする。

第六十九条第一項中「第六十六条の二」を「第五十一条に改め、同条第二項中「第六十四条第三項を、第四十六条第三項に改め、同条を第五十五条とし、第七十条を第五十六条とし、第七十一条から第七十三条までを第十四条ずつ繰り上げ、第七十三条の二を第六十条とし、第七十四条を第六十一条とし、第七十五条から第七十七条までを十三条ずつ繰り上げ、第七十七条の二を第六十五条とし、第七十七条の三を第六十六条とする。

第七十七条の四第一項中「第六十九条第二項」を「第五十五条第二項」に改め、同条を第六十七条とし、第七十七条の五を第六十八条とし、第七十七条の六を第六十九条とし、第七十八条を第七十条とし、第七十九条から第八十四条までを八条ずつ繰り上げる。

第八十五条の見出し中「秘密保持義務」を「秘密保持義務等」に改め、同条中「第六十九条第二項」を「第五十五条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五十五条第二項の規定により中央協会が行う技能検定試験に関する業務に従事する中央協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事す

る職員とみなす。

第八十五条を第七十七条とする。

第八十六条中「第七十九条を」第七十一条に改め、同条を第七十八条とする。

第六章第二節中第八十六条の二を第七十九条とし、第八十七条を第八十条とし、第八十八条を第八十一条とする。

第八十九条第一項中「第八十六条の二」を第七十九条に改め、同条第二項中「第六十四条第四項」を「第四十六条第四項」に改め、同条を第八十二条とし、第九十条を第八十三条とし、第九十一条を第八十四条とし、第九十二条を第八十五条とする。

第九十二条の二第二項中「第八十九条第二項」を第八十二条第二項に改め、同条を第八十六条とし、第九十二条の三を第八十七条とし、第九十三条を第八十八条とする。

第九十三条の二の見出し中「秘密保持義務を」秘密保持義務等に改め、同条中「第八十九条第二項」を第八十二条第二項に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八十二条第二項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験に関する業務に従事する都道府県協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九十三条の二を第八十九条とする。

第九十四条第一項中「第七十二条、第七十三条の二から第七十五条まで、第七十六条第三項を」第五十八条、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第三項に、「第七十七条、第七十七條の二を」第六十四条、第六十五条に、

「第七十七条の三第二項から第四項まで、第七十七條の五、第七十七條の六並びに第八十一条から第八十三条までを」第六十六条第二項から第四項まで、第六十八条、第六十九条並びに第七十三條から第七十五条まで、「第七十八條から第八十条まで及び第八十二条を」第七十條から第七十二条まで及び第七十五条に、「第七十四條、第七十五条第二項、第七十七條第二項、第七十八條第二項、第七十九條、第八十條第一項、第八十一条、第八十二条第一項並びに第八十三条を」第六十一条、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第七十条第二項、第七十一条、第七十二条第二項、第七十三條、第七十四條第一項並びに第七十五条に、「第七十五条第一項第九號を」第六十一条第一項第九號に、「第八十條第三項を」第七十二条第二項に、「第九十四條第一項を」第九十條第一項に、「第七十九條」を第七十条に改め、同条第三項中「第八十三条を」第七十五条に改め、同条を第九十條とする。

「第七章 削除」を「第七章 雑則」に改める。
第九十五条及び第九十六条並びに第八章の章名を削る。
第七章中第九十七条を第九十一条とし、第九十七條の二を第九十二条とし、第九十八條を第九十三条とし、第九十八條の二を第九十四條とし、第九十九條を第九十五条とする。
第九十九条の二中「第八十四条及び第九十二条の三第二項」を第七十六条及び第八十七條第二項に改め、同条を第九十六条とする。
第一百零一条第一項中「第六十一条第一項」を「第四十四條第一項」に、「第六十五條」を「第四十九條」に改め、同条を第九十條とする。

条に改め、同条第二項中「第六十四条第四項」を「第四十六条第四項」に改め、同条を第九十七條とする。

第一百一条を削る。

第一百二條を第九十八條とし、同条の次に次の一項を加える。

(厚生労働省令への委任)

第九十九條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

「第九章 罰則」を第八章 罰則に改める。

第一百零一条中「第八十五条又は第九十二条の二」を「第四十七條第二項、第七十七條第一項又は第八十九條第一項」に改め、第八章中同条を第一百零一条とし、同条の次に次の二項を加える。

第一百零一条 第四十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百零二條 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十条第二項の規定により技能士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、技能士の名称を使用したもの

二 第五十条第四項の規定に違反した者
第一百四十四条中「第八十一条第二項(第九十四条第一項を」第七十四條第一項「第九十條第一項」により報告を命ぜられて、二による

に、「同項を」第七十四條第一項に、「者を」場合には、その違反行為をした中央協会又は都道府県協会の役員又は職員に改め、同条を第一百零三条とする。

第一百五條を第一百四四條とし、同条の次に次の一項を加える。

第一百五條 第四十七條第四項の規定による厚生労働大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員は、五十万円以下の過料に処する。

第一百零六條第一号中「第六十九條又は第八十九條」を「第五十五條又は第八十一条」に改め、同条第二号中「第七十一条第二項又は第九十條第二項」を「第五十七條第二項又は第八十三條第二項」に改め、同条第三号中「第七十七條の五第一項(第九十四條第一項を」第六十八條第一項「第九十條第一項」に、「同項を」第六十八條第一項に改め、同条第四号中「第八十條第一項」第九十四條第一項を「第七十二条第一項(第九十條第一項」に改め、同条第五号中「第八十一条(第九十四條第一項を」第七十三條(第九十條第一項」に改め、同条第六号中「第八十三條第一号(第九十四條第一項を」第七十五條第一号(第九十條第一項」に改め、同条第七号から第十号までの規定中「第八十六条又は第九十四條第一項」を「第七十八條又は第九十條第一項」に改める。
第一百七七條第一号中「第九十七條の二」を「第九十二條」に改める。
第一百零八條中「第六十六條第二項、第六十七條第二項又は第八十七條第二項」を「第五十三條第二項又は第八十條第二項」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第四条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第二十一条に規定する」を「その地域における雇用に関する状況等から判断して、その地域内に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める地域について、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための計画を作成し、関係都道府県労働局長及び公共職業安定所長に、当該計画に基づく広範囲の地域にわたるに改める。

第六十二条第一項第一号中「休業させ、又は労働者に職業に関する教育訓練を受けさせる」を「休業させる」に改め、同項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、「促進」の下に「雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に對して、必要な助成及び援助を行うこと。

第六十二条第二項後段を削り、同条に次の一項を加える。

の一部を雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

第六十三条第一項第四号中「第十条の二第二項を第十条の三第二項に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前条第三項の規定は、第一項各号に掲げる事業の一部の実施について準用する。

第六十四条第二項中「前条第三項を」第六十二条第三項に改める。

附則第八条第二項中「地域雇用開発等促進法第二十一条に規定する職業紹介活動」を「同条第一項に規定する広域職業紹介活動」に改める。

(地域雇用開発等促進法の一部改正)

第五条 地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域雇用開発促進法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条 第二条)

第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用機会増大計画等(第四条 第八条)

第三章 雇用機会増大促進地域に係る地域雇用開発のための措置(第九条 第十四条)

第四章 能力開発就職促進地域に係る地域雇用開発のための措置(第十二条 第十四条)

第五章 求職活動援助地域に係る地域雇用開発のための措置(第十五条 第十六条)

第六章 高度技能活用雇用安定地域に係る地

域雇用開発のための措置(第十七条 第十九条)

第七章 雑則(第二十条 第二十一条)

附則

第一条中「特定雇用機会増大促進地域、雇用環境整備地域、を」能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び「に改め、一及び緊急雇用安定地域を削り、労働者等を」労働者に改め、「関し、」の下に「就職の促進その他の」を加え、「又は失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置」及び「及び生活を削る。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域、求人が相当数あるにもかかわらず就職が困難な状況にある地域又は職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者(以下「高度技能労働者」という。)を雇用する事業所が集積し、かつ、雇用機会が不足するおそれがあると認められる地域について第三章から第六章までに定める措置を講ずることにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。

2 この法律において「雇用機会増大促進地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。

二 その地域内に求職者が多数居住し、かつ、当該求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者が

その地域内において就職することが困難な状況にあること。

三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

四 その地域内に居住する求職者に関し第二章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があると認められること。

3 この法律において「能力開発就職促進地域」とは、雇用機会増大促進地域に該当する地域以外の地域のうち、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。

二 その地域内に就職促進対象職業(その地域内に所在する事業所からの相当数の求人に係る職業であつて、当該地域内に居住する労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項の家内労働者を含む。)の賃金(同条第五項の工資を含む)、労働時間、安全及び衛生その他の労働条件並びに就業環境に照らし当該地域内に居住する求職者が就くことを促進することが適当と認められるものをいう。以下同じ。)に就くことを希望する求職者が厚生労働省令で定める数以上居住し、当該求職者のうち当該就職促進対象職業に適合する能力を有するものが相当程度に少ないため、当該就職促進対象職業に就くことを希望する求職者の就職が困難な状況にあること。

三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生

該都道府県内の地域であつて能力開発就職促進地域に該当すると認められるものことに、当該地域に「地域雇用環境整備計画」を「地域能力開発就職促進計画」に改め、同条第二項中「地域雇用環境整備計画」を「地域能力開発就職促進計画」

画に改め、「前条第二項各号に掲げる事項及び」を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 能力開発就職促進地域の区域
 - 二 能力開発就職促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
 - 三 能力開発就職促進地域における就職促進対象職業に係る雇用に状況
 - 四 能力開発就職促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項
 - 五 能力開発就職促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項
- 第七条の二第三項を削り、同条第四項「地域雇用環境整備計画」を「地域能力開発就職促進計画」に、「当該地域雇用環境整備計画に係る地域を管轄する市町村長を「関係市町村長」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 4 厚生労働大臣は、地域能力開発就職促進計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
- 一 その地域能力開発就職促進計画に係る地域が能力開発就職促進地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。
 - 二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合するものであること。
 - 三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。
- 第七条の二第五項を削り、同条第六項中「関係行政機関の長と協議するものとするを」あら

かじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会その他政令で定める審議会の意見を聴かなければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「地域雇用環境整備計画が第五項を、地域能力開発就職促進計画が第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項を、第四項」に、「地域雇用環境整備計画」を「地域能力開発就職促進計画」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

第七条の二第九項及び第十項を削り、同条を第六項とし、同条の次に次の一条を加える。

(地域求職活動援助計画)

第七条 都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて求職活動援助地域に該当すると認められるものごとに、当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画(以下「地域求職活動援助計画」という。)を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域求職活動援助計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 求職活動援助地域の区域
- 二 求職活動援助地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
- 三 求職活動援助地域の地域雇用開発の目標に関する事項
- 四 求職活動援助地域における地域就職援助団体等(事業主団体若しくはその連合団体又は地方公共団体以外の営利を目的としな

い法人であつて、求職活動援助地域内に居住する求職者が当該求職活動援助地域内において安定した職業に就くことを容易にする活動を行うものをいう。第十五条第二項において同じ。)の当該活動の援助に関する事項その他の求職活動援助地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

3 都道府県知事は、地域求職活動援助計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、地域求職活動援助計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その地域求職活動援助計画に係る地域が求職活動援助地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。

二 第二項第一号から第四号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合するものであること。

三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

5 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会その他政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、地域求職活動援助計画が第四項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 都道府県は、第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を

得なければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

第九条を削る。

第八条第一項中「地域雇用機会増大計画で定める当該雇用機会増大促進地域」を「第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用機会増大計画(同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの)に係る雇用機会増大促進地域(以下「同意雇用機会増大促進地域」という。))に、「雇用機会増大促進地域内」を「同意雇用機会増大促進地域内」に、「雇用機会増大促進地域求職者」を「同意雇用機会増大促進地域内に居住する求職者」に改め、同条第二項中「雇用機会増大促進地域」を「同意雇用機会増大促進地域」に改め、同条を第九条とする。

第七条の三第一項中「その区域内の高度技能活用雇用安定地域」に、「当該高度技能活用雇用安定地域」を「地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて高度技能活用雇用安定地域に該当すると認められるもの」に、「当該地域」に、「策定する」を「策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求める」に改め、同条第二項中「当該高度技能活用雇用安定地域について」を削り、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「職業」を「高度技能活用雇用安定地域における職業」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二号中「高度技能労働者」を「高度技能活用雇用安定地域における高度技能労働者」に改め、同号を同項第三号とし、同条第一号中「労働力」を「高度技能活用雇用安定地域における労働力」に改め、同号を同項第二号

とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 高度技能活用雇用安定地域の区域

第七條の三第三項を削り、同条第四項中「当該高度技能活用雇用安定地域内の地域を管轄する市町村長を、関係市町村長」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 厚生労働大臣は、地域高度技能活用雇用安定計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その地域高度技能活用雇用安定計画に係る地域が高度技能活用雇用安定地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合するものであること。

三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なるものであること。

第七條の三第五項及び第六項を次のように改める。

5 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会その他政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、地域高度技能活用雇用安定計画が第四項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七條の三に次の二項を加える。

7 都道府県は、第四項の規定による同意を得

た地域高度技能活用雇用安定計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

第二章中第七條の三を第八條とする。

第十條第一項中「雇用機会増大促進地域域求職者を」同意雇用機会増大促進地域内に居住する求職者」に改める。

第十一條中「雇用機会増大促進地域域求職者その他これに準ずるを」同意雇用機会増大促進地域内に居住する」に改める。

「第四章 特定雇用機会増大促進地域に係る地域雇用開発及び失業の予防、再就職の促進等のための措置」を「第四章 能力開発就職促進地域に係る地域雇用開発のための措置」に改める。

第十二條から第十四條までを次のように改める。

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第十二條 政府は、第六條第四項の規定による同意を得た地域能力開発就職促進計画(同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「同意地域能力開発就職促進計画」という。)に係る能力開発就職促進地域(以下「同意能力開発就職促進地域」という。)における地域雇用開発を促進するため、次に掲げる事業主に対して、雇用保険法第六十三條の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

一 同意能力開発就職促進地域内に所在する

事業所に当該同意能力開発就職促進地域内に居住する求職者を雇入れ、かつ、同意能力開発就職促進計画で定められた就職促進対象職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる事業主

二 同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)として雇用されることとなつてゐる者(当該同意能力開発就職促進地域内に居住してゐるものに限る。次項において「内定者」という。)について、前号に規定する教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主

2 前項の助成及び援助を行うに当たつては、同項第二号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第六十三條の規定を適用する。

3 政府は、雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

(職業訓練に係る特別の措置)

第十三條 国及び雇用・能力開発機構は、同意能力開発就職促進地域内に居住する求職者の就職を容易にするため、同意能力開発就職促進地域において公共職業安定所その他の関係行政機関及び関係事業主団体等との連携の下に行ふ必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について、特別の措置を講ずるものとする

る。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

(準用)

第十四條 第十條及び第十一條の規定は、同意能力開発就職促進地域内に居住する求職者について準用する。この場合において、同条中「雇用情報の提供、求人の開拓」とあるのは、「雇用情報の提供」と読み替へるものとする。

第十五條から第二十一條まで並びに第四章の二及び第四章の三を削る。

「第五章 緊急雇用安定地域に係る失業の予防、再就職の促進等のための措置」を「第五章 求職活動援助地域に係る地域雇用開発のための措置」に改める。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

(地域求職活動援助事業)

第二十二條 政府は、第七條第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計画(同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次項において「同意地域求職活動援助計画」という。)に係る求職活動援助地域(以下「同意求職活動援助地域」という。)における地域雇用開発を促進するため、当該同意求職活動援助地域内に居住する求職者に関し、雇用保険法第六十二條の雇用安定事業、同法第六十三條の能力開発事業又は同法第六十四條の雇用福祉事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 同意求職活動援助地域内に所在する事業所の事業の概要及び当該事業所に係る求人に関する情報を収集し、並びに当該同意求職活動援助地域内に居住する求職者に対し提供すること。

二 同意求職活動援助地域内に居住する求職者に対して、就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習を行うこと。

三 同意求職活動援助地域内に所在する事業所の事業主が当該事業所の事業の概要及び当該事業所において従事すべき業務の内容その他当該事業所に係る求人の内容について当該同意求職活動援助地域内に居住する求職者に対し説明を行うための説明会を開催すること。

四 前三号に掲げるもののほか、同意求職活動援助地域内に居住する求職者の就職を容易にするための事業を行うこと。

2 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を同意地域求職活動援助計画に定められた地域就職援助団体等に委託することができる。

(準用)

第二十三条 第十一条の規定は、同意求職活動援助地域内に居住する求職者について準用する。この場合において、同条中「雇用情報の提供、求人の開拓」とあるのは、「第七條第二項第四号に規定する地域就職援助団体等と連携した雇用情報の提供」と読み替えるものとする。

第五章中第二十二條を第十五條とし、第二十

三條を第十六條とする。

第二十四條を削る。

「第六章 雑則」を「第六章 高度技能活用雇用安定地域に係る地域雇用開発のための措置」に改める。

第二十五條から第二十七條までを次のように改める。

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第二十五條 政府は、第八條第四項の規定による同意を得た地域高度技能活用雇用安定計画(同條第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの)に係る高度技能活用雇用安定地域(以下「同意高度技能活用雇用安定地域」という。)における地域雇用開発を促進するため、雇用保険法第六十二條の雇用安定事業又は同法第六十二條の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、又は当該同意高度技能活用雇用安定地域内に必要の設備若しくは福祉施設を設置若しくは整備を行い、かつ、同意高度技能活用雇用安定地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されている高度技能労働者その他の労働者又は当該事業所に被保険者として雇用されることとなつてゐる者(当該同意高度技能活用雇用安定地域内に

居住しているものに限る。次項において「内定者」という。)について、職業に関し新たに必要の高度の技能及び知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

2 前項第二号の助成及び援助を行うに当たつては、同号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第六十三條の規定を適用する。

3 政府は、雇用・能力開発機構法及びこれに基づき命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

(準用)

第二十六條 第十一条の規定は、同意高度技能活用雇用安定地域内に居住する求職者について準用する。

(基盤的技術産業集積の活性化に係る措置との総合的な実施)

第二十七條 国は、この章に定める措置と別に講ぜられる製造業の発展を支える技術を有する事業者の集積の活性化を促進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

第六章中第二十五條を第十七條とし、第二十六條を第十八條とし、第二十七條を第十九條とし、同條の次に次の章名及び二條を加える。

第七章 雑則

(協力)

第二十條 公共職業安定所、都道府県及び雇用・能力開発機構は、同意雇用機会増大促進

地域、同意能力開発就職促進地域、同意求職活動援助地域及び同意高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に必要な施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(船員とならうとする者に関する特例)

第二十一條 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六條第一項に規定する船員(以下「船員」という。)とならうとする者に関しては、第四條第一項並びに同條第三項及び第四項(これらの規定を同條第五項において準用する場合を含む。)中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第十一條(第十四條、第十六條及び第十八條において準用する場合を含む。)中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(海運監理部を含む。）」と、前條中「公共職業安定所、都道府県及び雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局(海運監理部を含む。）」及び都道府県」とする。

2 その地域内に居住する求職者のうち、船員とならうとする者の占める割合が相当程度のものである地域に係る地域雇用機会増大計画、地域能力開発就職促進計画、地域求職活動援助計画及び地域高度技能活用雇用安定計画については、第五條第一項並びに同條第四項及び第五項(これらの規定を同條第八項において準用する場合を含む。)並びに第七項、第六條第一項並びに同條第四項及び第五項(これらの規定を同條第八項において準用する場合を含む。)並びに第七項、第七條第一項並びに同條第四項及び第五項(これらの規定

を同条第八項において準用する場合を含む。）

並びに第七項並びに第八條第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）並びに第七項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣及び国土交通大臣」とする。

第二十八條を第二十二條とする。

附則第二條及び第三條を削り、附則第一條の見出し及び条名を削る。

（雇用・能力開発機構法の一部改正）

第六條 雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第六号中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第九條第一項第一号及び第二号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第七條 雇用・能力開発機構法の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第三号中「第十條」を「第十五條」に改め、同項第六号中「地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二十一條の五第一項各号及び」を「雇用対策法第二十六條第一項、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二十一條第一項及び第十七條第一項第二号並びに」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第八條 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十八條を次のように改める。

第九十八條 削除

第九十九條第二項中「及び地方労働基準審議

会を削る。

（職業安定法の一部改正）

第九條 職業安定法（昭和二十一年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

（家内労働法の一部改正）

第十條 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「地方家内労働審議会（地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局にあっては、当該都道府県労働局に置かれている地方労働基準審議会）」を「都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会」に改める。

第八條第一項中「地方家内労働審議会（地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局にあっては、当該都道府県労働局に置かれている地方最低賃金審議会。第二十一條第二項において同じ。）（以下第十一條までにおいて「審議会」という。）を「都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する）」に改める。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

第十九條及び第二十條 削除

第二十一條の前の見出しを（専門部会等）に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「労働政策審議会又は地方家内労働審議会」を「審議会」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十三條中「労働政策審議会又は地方家内労働審議会（地方家内労働審議会を置かない都

道府県労働局にあっては、当該都道府県労働局に置かれている地方労働基準審議会又は地方最低賃金審議会（以下「家内労働に関する審議会」という。）を「審議会」に改める。

第二十四條中「家内労働に関する審議機関」を「審議会」に改める。

附則第二條第一項中「労働政策審議会又は地方家内労働審議会（地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局にあっては、当該都道府県労働局に置かれている地方労働基準審議会）」を「審議会」に改める。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第一條及び第六條の規定並びに次条（第二項後段を除く。）及び附則第六條の規定、附則第十一條の規定（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第二十号の十三の改正規定を除く。）並びに附則第十二條の規定は、同年六月三十日から施行する。

（特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置）

第二條 第一條の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（以下「旧特定不況業種法」という。）第一章及び第三章（特定不況業種離職者（旧特定不況業種法第二條第一項第五号に規定する特定不況業種離職者をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）の規定、第四章の規定並びに第五章（特定不況業種離職者に係る部分に限る。）の規定は、第一條の規定の施行の日（以下「廃止日」という。）前に旧特定不況業種法第十三條第一項若しくは第

二項又は第十四條第一項の規定に該当した者に關して、かつ、これらの者がそれぞれ発給を受けた手帳（旧特定不況業種法第十三條第一項に規定する手帳をいう。）がその効力を有する間においてのみ、その効力を有する。

2 廃止日前に旧特定不況業種法第六條第三項の認定の申請をした旧特定不況業種法第三條第一項に規定する特定不況業種等事業主については、旧特定不況業種法第六條第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第二十一條」とあるのは「第二十八條」と、「同条第一項の離職に係る届出」とあるのは「同条第一項の規定による届出」とする。

3 廃止日前に旧特定不況業種法第九條第一項第二号の措置を講じた事業主に係る同号の助成及び援助については、なお従前の例による。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第四條の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第二十五條第一項の措置が決定された旧雇用保険法第十五條第一項に規定する受給資格者に係る当該措置に基づく基本手当の支給及び旧雇用保険法第二十八條の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

（地域雇用開発等促進法の一部改正に伴う経過措置）

第四條 施行日前に第五條の規定による改正前の地域雇用開発等促進法（以下「旧地域雇用開発法」という。）第二十一條の五第一項第一号の措置を講じた事業主及び同号の調査研究を行った

事業主団体に係る同号の助成及び援助並びに施行日前に同項第二号の措置を講じた事業主に係る同号の助成及び援助については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際旧地域雇用開発法第二條第一項第二号の雇用機会増大促進地域に該当していた地域(以下「旧雇用機会増大促進地域」という。)については、当該旧雇用機会増大促進地域に係る旧地域雇用開発法第七條第一項に規定する地域雇用機会増大計画を施行日に第五條の規定による改正後の地域雇用開発促進法(以下「新地域雇用開発法」という。)第五條第四項の規定による同意を得た同条第一項に規定する地域雇用機会増大計画(以下「新地域雇用機会増大計画」という。)と、当該旧雇用機会増大促進地域を施行日に同意を得た新地域雇用機会増大計画に係る新地域雇用開発法第二條第二項の雇用機会増大促進地域と、当該旧雇用機会増大促進地域に係る旧地域雇用開発法第二條第二項の規定により付された期間の末日を新地域雇用機会増大計画の計画期間の末日とみなして、新地域雇用開発法の規定を適用する。

3 この法律の施行の際旧地域雇用開発法第一條第一項第三号の三の高度技能活用雇用安定地域に該当していた地域(以下「旧高度技能活用雇用安定地域」という。)については、当該旧高度技能活用雇用安定地域に係る旧地域雇用開発法第七條の三第一項に規定する地域高度技能活用雇用安定計画を施行日に新地域雇用開発法第八條第四項の規定による同意を得た同条第一項に規定する地域高度技能活用雇用安定計画(以下「新地域高度技能活用雇用安定計画」という。)と、

当該旧高度技能活用雇用安定地域を施行日に同意を得た新地域高度技能活用雇用安定計画に係る新地域雇用開発法第二條第五項の高度技能活用雇用安定地域と、当該旧高度技能活用雇用安定地域に係る旧地域雇用開発法第二條第五項の規定により付された期間の末日を新地域高度技能活用雇用安定計画の計画期間の末日とみなして、新地域雇用開発法の規定を適用する。

(政令への委任)
第五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に關する経過措置)

第六條 この法律(附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前にした行為並びに附則第二條第三項及び第四條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第二十三號中「第八十九條第二項」を「第八十二條第二項」に改める。

(最低賃金法の一部改正)

第八條 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七號)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項を削る。

(炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法の一部改正)

第九條 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時

時措置法(昭和三十四年法律第九十九號)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「第九十八條の二」を「第九十四條の二、第九十九條第一項を「第九十五條第一項」に改める。

第十六條第二項中「第十三條各号」を「第十八條各号」に、「第十四條第一項」を「第十九條第一項」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第十條 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三號)の一部を次のように改正する。

第九條の十九中「第九十三條」を「第八十八條」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十一條 社会保険労務士法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十號の十一を削り、第二十號の十二を第二十號の十一とする。

別表第二 第二十號の十三中「地域雇用開発等促進法」を「地域雇用開発促進法」に改め、同号

を同表第二十號の十二とし、同表中第二十號の十四を第二十號の十三とし、第二十號の十五から第二十號の十九までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二 第二十一號中「第二十號の十九」を「第二十號の十八」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 前條の規定による改正後の社会保険労務士法第二條第一項、第十五條、第十七條第二項、第二十五條の三、第二十五條の十二、第二十五條の十三、第二十五條の十八及び第二十五

條の二十六の規定の適用については、これらの規定に規定する労働社会保険諸法令には、附則第一條第一項の規定によりその効力を有するものとされる旧特定不況業種法第十三條、第十四條、第十六條(同条に基づく厚生労働省令の規定を含む。)及び第十八條の規定を含むものとする。

2 前條の規定による改正後の社会保険労務士法第三條第一項、第五條第五号並びに第八條第四号及び第九號の規定(以下「資格等に係る規定」という。)並びに別表第二の規定の適用については、資格等に係る規定に規定する労働社会保険諸法令及び同表に規定する労働諸法令には、当分の間、旧特定不況業種法(附則第二條第一項の規定によりその効力を有するものとされる規定を含む。)を含むものとする。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第十三條 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二號)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「第十三條」を「第十八條」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第十四條 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一號)の一部を次のように改正する。

第四十七條の見出しを「(高齢者等の雇用の安定等に関する法律の適用除外)」に改め、同条第三項を削る。

(漁業再建整備特別措置法の一部改正)

第十五條 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三號)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第十六条及び第十七条を」第二十一条及び第二十二條に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第十六条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の、部を次のように改正する。

第三条第二項中「第九十八條の二」を「第九十四條に」、「第九十九條第一項」を「第九十五條第一項」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第十七条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第五号中「第六十二條第一項」を「第四十四條第一項」に改める。

(義肢装具士法の一部改正)

第十八条 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「第六十二條第一項」を「第四十四條第一項」に改める。

(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第十九条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「地方労働基準審議会」を「都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十二号中「第四条第一項」を

「第八条第一項」に改め、同項第五十八号中「地域雇用開発等促進法」を「地域雇用開発促進法」に、「第一条第一項第一号」を「第二条第一項」に改める。

第九条第一項第四号中「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)」の下に、「地域雇用開発促進法」を加える。

理 由

経済社会の変化に対応して円滑な再就職を促進するため、事業主による離職予定者の再就職支援を促進するとともに、都道府県が策定する計画に基づく地域雇用開発の推進、職業能力の適正な評価のための制度の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本案は、経済社会の変化に対応して円滑な再就職を促進するため、事業主による離職予定者の再就職支援を促進するとともに、都道府県が策定する計画に基づく地域雇用開発の推進、職業能力の適正な評価のための制度の整備等を行うおうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法は、廃止するものとする。
- 2 雇用対策法の一部を改正し、事業主は、相当数の労働者が離職を余儀なくされることが

見込まれる事業規模の縮小等を行うおうとするときは、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないものとする。ともに、政府は、認定を受けた再就職援助計画に基づき、対象労働者の再就職の援助のための措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うものとする。

また、事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならないものとする。

3 職業能力開発促進法の一部を改正し、労働者の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、関係者の債務及び事業主が必要に応じて講ずる措置を定めるとともに、技能検定試験に関する業務を行わせることができる指定試験機関の範囲及び当該試験機関に行わせることができる業務の範囲を拡大するものとする。

4 雇用保険法の一部を改正し、雇用安定事業として、離職を余儀なくされる労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うことができるものとする。

5 地域雇用開発等促進法の一部を改正し、「雇用機会増大促進地域」、「能力開発就職促進地域」、「求職活動援助地域」及び「高度技能活用雇用安定地域」の四地域について、都道府県が策定する計画を厚生労働大臣が同意

し、当該計画に基づき対策を講ずる方式に改めることとする。

6 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに関係法律の規定の整備を行うものとする。

7 この法律は、平成十三年十月一日から施行するものとする。ただし、1については平成十三年六月三十日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

経済社会の変化に対応して円滑な再就職を促進するため、事業主による離職予定者の再就職支援を促進するとともに、都道府県が策定する計画に基づく地域雇用開発の推進、職業能力の適正な評価のための制度の整備等を行うおうとすることは、時宜に適合するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十三年度労働保険特別会計予算(厚生労働省所管)の雇用助定に四十三億千六百万円が計上されている。

平成十三年三月三十日

厚生労働委員長 鈴木 俊一
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議
政府は、本法律の施行に当たり、次の事項につ

いて適切な措置を講ずるべきである。

一 本改正により、雇用政策の柱の一つである労働者が安心して働ける社会を構築するため、雇用保険の充実と並んで自発的な職業能力開発の促進を図るとともに、雇用の維持及び安定施策が後退することのないよう努めること。

二 事業主による再就職の援助を促進するための措置については、安易な解雇を促進することのないよう十分に周知するなど適切な運用を図られるようにすること。

三 障害者の職業の安定のための優先雇用の施策など必要な施策については、改正前の雇用対策法第十九条から第二十条の二までの規定の削除にかかわりなく引き続き講ずること。

四 雇用就業ニーズの多様化を踏まえ、パート労働者などで短期雇用を反復継続する労働者や派遣労働者等について、円滑な就業のため雇用労働条件管理の改善を進めること。

五 労働者の募集及び採用について年齢にかかわらずなく均等な機会を与えるべき事業主の努力義務については、その趣旨に沿った適切な運用が行われるよう配慮すること。また、国家公務員及び地方公務員についても、民間事業主へ努力義務を課すことを踏まえ、本改正の理念の具体化に向け適切な対応が図られるよう努めること。

六 地域雇用機会増大計画、地域能力開発就職促進計画、地域求職活動援助計画又は地域高度技能活用雇用安定計画について協議を受けたときは、厚生労働大臣は、地域労使の意見が反映されるよう配慮の上、当該協議案の考え方を尊重すること。

七 地方労働基準審議会、地方職業安定審議会の廃止に当たっては、その果たすべき機能が適切に関係審議会に継承されるよう万全の配慮を行うこと。